

入札説明書等に対する意見・質問書への回答

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
1	公告文	8	6_(2) 施設運営費	「売電の売り上げは、市の収入とする。」となっておりますが、施設運営企業の努力により計画以上に売電量が増加した場合、施設運営企業に対するインセンティブはございますでしょうか。	売電量増加によるインセンティブは想定しておりません。
2	入札説明書	4	3_3.8_(2) 入札公告後のスケジュール	令和7年1月下旬の提案内容ヒアリングについて、P-18「14. 事業者提案書」P-20「開札」の間に要綱をお示しいただけませんでしょうか。	提案内容ヒアリングに関する実施要領は、事業者提案書の受付期間終了（令和6年12月16日）以降に提示する予定です。
3	入札説明書	16	12. 入札書及び事業者提案書の提出	事業提案書12部の内、1部が正本で、正本については事業者名を記載し提出することでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	入札説明書	16	12. 入札書及び事業者提案書の提出	事業者提案書（12部及び電子データ（CD-R）1部を提出することとありますが、提出の12部はファイルに綴じての提出で宜しいでしょうか。 また、CD-Rの提出は基礎審査資料(様式17)、提案審査資料(様式18)でそれぞれに1つにまとめたpdfでの提出で宜しいでしょうか。	ファイル綴じで構いません。電子データは基礎審査資料(様式17)と提案審査資料(様式18)でそれぞれをまとめて1つのPDFとして提出してください。
5	入札説明書	18	13_13.7 再度入札	「調査基準価格以上で予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない時は、直ちに再度の入札を行う」とありますが、下記の場合においても直ちに再度入札となるのでしょうか。 ・入札参加企業が2社（A社、B社） ・A社が調査基準価格未満で入札、B社が予定価格を上回る金額で入札 上記の場合は、直ちに再度入札となるのではなく、A社は低入価格調査の対象となり、B社は失格と理解してよろしいでしょうか。	質問の条件の場合、再度の入札を行うこととなりますが、1度目の入札結果よりA社の低入価格調査を実施した結果、落札者とすべきでないと判断した場合に、再度の入札の開札を行うこととなります。なお、再度の入札は調査基準価格に満たない申込みを行ったA社は参加できず、予定価格を上回っているB社のみが参加できます。
6	入札説明書	24	23 賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更又は施設運営費の見直し ③	『①及び②の物価変動前の初回基準日は各契約締結日とする』とありますが、一方、運営業務委託契約書（案）別紙6に、『実際に見直しが行われた時点を指す（初回の見直しの場合は、入札書の提出時を指す。）』との記載があるため、施設整備費の変更も含めて、初回基準日は入札日との理解でよろしいでしょうか（入札から契約までの期間が長期に亘るため、物価を考慮して入札価格を決定することは極めて困難です）。	初回基準日は各契約締結日とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
7	入札説明書	24	23. 賃金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更又は施設運営費の見直し ③	令和4年12月27日付で環境省から各都道府県宛に通達された「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」では、スライド条項を適切に設定・運用すること、および積算に用いる資材単価については可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いるよう求められています。安定した事業遂行のため、物価変動前の指数として初回基準日を各契約締結日ではなく入札時点の指数を使用することについて、検討をいただけないでしょうか。	No. 6をご参照ください。
8	入札説明書	25	24.その他 ①	「本件入札及び契約の締結に係る手続きにおいて交渉は行わない」とありますが、一般的に必要な契約協議（各条文の確認や支払限度額の設定等）は行っていたかとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	入札説明書	30	別紙3 市と事業者の業務範囲 運転管理業務 処理不適合物の対応	「場内処理が可能な処理不適合物」とは、廃家電製品と理解してよろしいでしょうか。	廃家電製品を含む搬入された状態そのままでは破碎処理できないものとなります。現クリーンセンターでは、ボウリングの玉、鉄アレイ、ボンネル型スプリングマット、ソファー等が該当します。
10	入札説明書	31	別紙3 市と事業者の業務範囲 維持管理業務 情報管理	運転管理や維持管理等の情報について、貴市により官庁等に報告等が必要なものは事業者が資料作成等を行った上、貴市にて官庁等へ報告していただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11	入札説明書	32	別紙4 リスク分担表	工場建設中に工事申請上、既存工場棟・既存管理棟・新設工場棟が一時的に一棟とみなされますが、既設工場棟に対する既存適及に関するリスクは事業者の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	入札説明書	32	別紙4 リスク分担表	リスク分担表は、貴市と事業者の分担となっています。高規格堤防に関する国土交通省の設計起因による不具合が発生した場合のリスクは、事業者の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
13	入札説明書	32	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	<p>市の責め以外により発生する賠償リスクが事業者の負担となっており、かつ注記において、「原則として事業者がリスクを負うが事業者に責がなく、かつ事業者の負担が過大であると市が認める場合は協議することができる」とあります。</p> <p>事業者帰責ではない賠償は、事業者が加入する第三者賠償保険の補償対象外となるため、本賠償リスクを事業費に見込むことにより事業費増大につながる可能性があります。</p> <p>つきましては、事業費低減の観点から、市の責め以外により発生する賠償は、事業者に帰責性がある場合を除いて事業者の負担の度合いに関わらず市の負担としていただけないでしょうか。</p>	原文のままとします。
14	入札説明書	32	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	<p>第三者賠償について、「※1 原則として事業者がリスクを負うが、事業者に責がなく、かつ事業者の負担が過大であると市が認める場合は協議することができる」とありますが、「市の責め以外により発生する賠償リスク」に対する注記であり、「市の責めにより発生する賠償リスク」には※1の記載は該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
15	入札説明書	32	別紙4 リスク分担表 共通 社会環境 第三者賠償	<p>市の責め以外により発生する賠償リスクが事業者の負担となっており、かつ注記において、「原則として事業者がリスクを負うが事業者に責がなく、かつ事業者の負担が過大であると市が認める場合は協議することができる」とありますが、「過大」の判断基準は運營業務委託契約書第35条不可抗力による措置に準じて、賠償が発生した事業年度の年間施設運営費の100分の1以上と理解してよろしいでしょうか。</p>	過大の判断は案件ごとに異なります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
16	入札説明書	33	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	「第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク※3」について、「※3...また、軽微なもの（税抜100万円未満）については事業者の負担とする。」とありますが、第三者による施設の破損については事業者ではコントロールが不可能であり、また発生回数についても予測できるものではないことから、軽微なものとはいえ、事業者の当該従分担（△）は無しとしていただきますようお願いいたします。なお、事業者の注意義務違反など事業者に帰責性がある場合は、事業者分担と理解しております。軽微なものについて事業者の従分担となる場合は、事業者にて当該リスクを見込むこととなるため入札価格の上昇に繋がることが懸念されます。	原文のままとします。
17	入札説明書	33	別紙4 リスク分担表 運営段階 施設破損	施設破損について、第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク※3で「軽微なもの（税抜 100 万円未満）については事業者の負担とする。」とありますが、公平性の観点から、第三者による施設の破損に伴い発生する費用は、第三者を含めた帰責者にて負担するものとさせていただけないでしょうか。	施設を破損させた者を特定できる場合は、当然ですが施設を破損させた者が責任を負うこととなり、特定できない場合において軽微なもの（税抜100万円未満）については事業者の負担となります。
18	入札説明書	33	別紙4 リスク分担表 余剰電力売電収入の変動	「市及び第三者の事由による運転停止等に伴う余剰電力売買収入変動リスク」において事業者が従分担となっておりますが、事業概要説明書等に対する質疑回答の通り、事業者の注意義務違反など帰責性がある場合にのみ、一部負担するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	入札説明書	33	別紙4 リスク分担表 運営段階 ユーティリティの事故・故障、運転停止	「市及び第三者の事由によるユーティリティ（電気、ガス、上水道、工業用水、通信）の事故・故障によるコスト増大、運転停止リスク」の事業者の従分担（△）について、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.69において「軽微なものは事業者の負担とすることを想定しています。」とご回答いただきましたが、第三者の事由によるユーティリティの事故・故障については事業者ではコントロールが不可能であり、また発生回数についても予測できるものではないことから、軽微なものとはいえ、事業者の当該従分担（△）は無しとしていただきますようお願いいたします。なお、事業者の注意義務違反など事業者に帰責性がある場合は、事業者分担と理解しております。軽微なものについて事業者の従分担となる場合は、事業者にて当該リスクを見込むこととなるため入札価格の上昇に繋がることが懸念されます。	原文のままとします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
20	要求水準書	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (1) 地形、土質等	「想定浸水水位は「市川市水害ハザードマップ」(令和6年2月29日更新)における江戸川氾濫に基づき、敷地東側の現況地盤高(Y.P.+3.7m)から0.5~3.0mである」とあります。最大浸水水位は Y.P.+6.7mで計画するものという考えで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	要求水準書	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (1) 地形、土質等	「想定浸水水位は「市川市水害ハザードマップ」(令和6年2月29日更新)における江戸川氾濫に基づき、敷地東側の現況地盤高(Y.P.+3.7m)から0.5~3.0mであることに留意すること」とありますが、最大浸水水位をY.P.+6.7mと考えて計画してよろしいでしょうか。	No. 20をご参照ください。
22	要求水準書	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (2) 土地利用規制 ⑩ 緑化率(目標値)	事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.73において「事業実施区域内で可能な限り目標値に近づけるように努めてください。」とご回答いただきましたが、建屋規模及び周回道路などを考慮すると事業実施区域内での緑地率20%以上は難しいと考えます。事業実施区域内は緑地率20%を目標に出来る限り緑地化することとし、工場立地法等の法令上における緑化率については、都市計画区域内で、現施設の跡地を緑化することを前提として達成することとさせていただけないでしょうか。	事業実施区域内で可能な限り目標値に近づけるように努めてください。
23	要求水準書	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (2) 土地利用規制 ⑩ 緑化率(目標値)	「緑化率(目標値)20%以上」とありますが、建屋規模や周回道路などを考慮すると事業実施区域内での緑地率20%以上は難しいと考えます。事業実施区域内は緑地率20%を目標に出来る限り緑地化することとし、工場立地法等の法令上における緑化率については、都市計画区域内で、現施設の跡地を緑化することを前提として達成することとさせていただけないでしょうか。	No. 22をご参照ください。
24	要求水準書	2	第1_1_1_1.4 立地条件 (4) ユーティリティ ③ 排水	プラント系排水及び生活系排水は「公共用水域に放流」とありますが、添付7「ユーティリティ関係取合図面」に示されている場内最終排水柵付近に設けるという理解でよろしいでしょうか。	排水経路は事業者の提案とします。資料を提示します。
25	要求水準書	4	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4) 管理棟	「改修後も機械警備を継続すること」とありますが、現状の機械警備範囲をご教示ください。 また、事業者の所掌は機械警備設備の設置及び運用と考えて宜しいでしょうか。	資料を提示します。 空配管及び機器設置スペースの確保が事業者の所掌です。
26	要求水準書	4	第1_1_1_1.6 整備対象施設の種類・規模 (4) 管理棟	「なお、改修後も機械警備を継続すること。」とありますが、既存施設の機械警備の内容をご教示願います。	資料を提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
27	要求水準書	4	第1_1_1_1.7 関連工事	本工事と取り合いのある関連工事との調整とありますが、想定される工事内容・工事時期等の概要をご教示頂けますでしょうか。	高規格堤防整備や外部余熱利用施設の駐車場整備等が想定されます。 駐車場整備工事の概要としては、外部余熱利用施設の南側や第二手選別場に代替駐車場を令和7年度4月から12月にかけて整備する予定です。
28	要求水準書	4	第1_1_1_1.7 関連工事	「本工事との取り合いがある部分の関連工事」として、高規格堤防工事の他に具体的に想定されるものがあれば、ご教示願います。	No. 27をご参照ください。
29	要求水準書	5	第1_1_2_2.2 施設整備業務 (2) 建設業務 ④ その他工事	「その他工事」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.80の通り、想定している工事はなく、本記載は削除いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 27をご参照ください。
30	要求水準書	7	第1_2_2. 環境影響評価	騒音・振動等の測定場所は、環境影響評価と同様に敷地境界（都市計画区域）で宜しいでしょうか。 また、その測定点は環境影響評価書 要約書 図 7-2-4. 1 騒音調査地域及び調査地点におけるE1-4と理解して宜しいでしょうか。	調査地点は、原則東側、南側、西側の敷地境界の各1地点（計3地点）とし、詳細位置は施設の設置状況等を踏まえて、決定します。
31	要求水準書	16	第1_5_10. 性能試験にかかる費用 表2 性能保証項目（ごみ焼却処理施設） 3 排水	「(1)サンプリング場所 排水処理設備出口付近」とありますが、プラント排水と生活排水合流後の放流樋出口付近にてサンプリングすると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
32	要求水準書	23	第1_7_2. 処理対象物条件	「災害時等に市から指示があったものについては、協力すること」とありますが、災害廃棄物は、処理不適物を貴市にて分別した後、ごみビットへ投入していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	要求水準書	23	第1_7_2_2.1 燃やすごみ ④ 大型ごみ（可燃系）	大型ごみ（可燃系）のごみ最大寸法は、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.101の通り、幅1.2m×奥行3.6m×長さ1.0mとして計画してよろしいでしょうか。	最大寸法は幅1.2m×奥行3.6m×長さ1.0mを想定しておりますが、想定を超える寸法の場合は重機等で粗破碎するなど適切に処理してください。
34	要求水準書	23	第1_7_2_2.2 燃やさないごみ ② 資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装)中間処理後の不燃残さ	「②資源ごみ(ビン・カン・プラスチック製容器包装)中間処理後の不燃残さ」の搬入がありますが、搬入物の組成、写真等の情報をご提供いただけないでしょうか。	組成については提示できるデータはありませんが、搬入状態がわかる資料を提示します。
35	要求水準書	24	第1_7_4_4.1 処理能力 (2) 計画処理量 表5 計画処理量（ごみ焼却処理施設）	最適な施設設計および運営費の検討を行うため、ごみ処理施設の40年における計画処理量（予測値）をご教示願います。	要求水準書で示している計画処理量とします。
36	要求水準書	25	第1_7_4_4.2 主要設備方式 表7 主要設備計画（ごみ焼却処理施設） 灰処理設備	「飛灰：薬剤処理（乾灰での搬出も可能な構造とする）」とありますが、次期クリーンセンターにおいては、薬剤処理と乾灰搬出のどちらの運用が主となりますでしょうか。 用役費用算出にも関わるため、ご教示願います。	薬剤処理を主とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
37	要求水準書	25	第1_7_4_4.2 主要設備方式 表7 主要設備計画（ごみ焼却処理施設） 灰処理設備	「飛灰：薬剤処理(乾灰での搬出も可能な構造とする)」とありますが、乾灰搬出する場合、搬出車両仕様と搬出頻度についてご教示いただけますでしょうか。	搬出車両は粉粒体運搬車（10t）とします。緊急時等の利用を想定しているため、処理状況に応じた搬出頻度とします。
38	要求水準書	25	第1_7_4_4.2 主要設備方式 表7 主要設備計画（ごみ焼却処理施設） ごみピット汚水	ごみピット汚水は「炉内水噴霧を基本とする(ごみピット循環を可能な構造とする)」とありますが、ごみピット汚水を系外排出せず適切に処理することを条件に、処理方法は事業者提案とさせていただきますでしょうか。	系外排出せず適切に処理することを条件に事業者による提案を可とします。
39	要求水準書	26	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	「現在供給している高温水は135℃(送り圧力0.8MPa)であり」とありますが、「添付11_外部余熱利用施設への供給熱量関連資料」と条件が異なります。 添付11を正として、現施設と同等の以下の条件で計画すると考えてよろしいでしょうか。見積条件統一のため、ご教示願います。 ・高温水供給温度：140℃（行き、熱交換器出口） 90℃（返り） ・供給圧力：0.8MPa（熱交換器出口） ・高温水流量：650L/min ・時間最大供給熱量：2,270kW（上記条件での熱交換量） また、上記高温水供給温度の返り条件について、添付11では冬季90℃、夏季108.3℃となっていますが、季節ごと（夏季、春秋、冬季）の条件設定が必要であれば、合わせて数値をご教示願います。	高温水供給温度行き…140℃（高温水発生器出口） 高温水供給温度還り…冬季90℃、春秋：99℃、夏季：108.3℃ 供給圧力：0.8MPa 高温水量：650L/min 時間最大供給熱量：8.12GJ/h として計画ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
40	要求水準書	26	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	<p>熱利用設備（場外用）および予備ボイラ計画の為、現施設の以下の仕様をご提示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高温水配管（往・還）の材質</li> <li>・熱源機器の仕様</li> <li>・高温水循環水量</li> <li>・戻り温水温度</li> <li>・1時間あたりの平均熱供給量および最大熱供給量の計算値</li> </ul>	<p>1. 配管の材質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高温水配管 圧力用配管用炭素鋼鋼管 STPG (Sch40) JIS G 3454</li> <li>配管用炭素鋼鋼管（黒） SGP JIS G 3452</li> <li>・蒸気管 配管用炭素鋼鋼管（黒） SGP JIS G 3452</li> <li>・還水管 配管用炭素鋼鋼管（黒） SGP JIS G 3452</li> </ul> <p>2. 高温水発生器の仕様</p> <p>蒸気式シェルアンドチューブ型 （横置高温水タンク組込） 交換熱量 2,255.81kW 蒸気消費量4,000kg/h 高温水量 650L/min 蒸気入口圧力 0.9806MPa 高温水温度 入口110℃ 出口 160℃ 貯湯量 8,500L 主要寸法 1,908φ×3,000L 主要部材質 SB42 設計圧力 0.9806MPa 付属品 架台1,000H共</p> <p>3. 高温水循環水量 4.084m<sup>3</sup>（参考：計算値） 4. 高温水戻り温度 90℃（設計値） 5. 平均熱供給量 1.57GJ/h（実績からの計算値） 最大熱供給量 8.12GJ/h（設計値）</p>
41	要求水準書	26	第1_7_4_4.4 余熱利用計画	<p>余熱利用施設への工業用水の供給先が余熱利用施設敷地内のふれあい川上流の吐出口と記載されておりますが、配管敷設ルート計画及び敷設後の復旧計画のために、余熱利用施設周辺の外構図、建築設備図をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>資料を提示します。</p>
42	要求水準書 参考資料	26 —	第1_7_4.4 余熱利用計画 添付13 外部余熱利用施設責任分界点	<p>「工業用水：ふれあい川上流の吐出口」のふれあい川は、添付13資料の余熱利用施設の東側にある、「せせらぎ小川」のことに読み替えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ふれあい川とせせらぎ小川は同一のものを指します。</p>
43	要求水準書	27	第1_7_5_5.1 処理能力 (2) 計画処理量 表10 計画処理量（不燃・粗大ごみ処理施設）	<p>最適な施設設計および運営費の検討を行うため、不燃・粗大ごみ処理施設の40年間における計画処理量（予測値）をご教示願います。</p>	<p>要求水準書で示している計画処理量とします。</p>

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
44	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	不適物（処理困難物等）の品目ごとの搬出車両をご教示願います。	現状は平ボディ車（乾電池13t、家電4品目4t）、ウイング車（マットレス8t、蛍光管8t）コンテナ車（小型充電式電池4t）脱着式コンテナ車（破碎不適金属類4t、廃タイヤ4t、電気コード4t、鉛バッテリー4t）等となっています。
45	要求水準書	29	第1_7_5_5.5 搬入出車両条件 表15 搬出車両（不燃・粗大ごみ処理施設）	表中の搬出車両に剪定枝の記載がありますが、剪定枝の荷姿、搬出車両及び搬出頻度についてご教示いただけますでしょうか。	搬出荷姿は長さ2m以下、直径30cm以下で、搬出車両は20tコンテナ車、搬出頻度は月に2回程度です。
46	要求水準書	31	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準（環境項目） 表18 排水基準（環境項目）	注釈にて、「※この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満である工場又は事業場に係る排水について適用する。」とありますが、排水量が30m <sup>3</sup> 未満の場合には、表18の基準値は全て性能保証対象外となり、表17排水基準(健康項目)が性能保証対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	排水量に関わらず遵守してください。
47	要求水準書	31	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準（環境項目） 表18 排水基準（環境項目）	注釈にて、「※化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制は1日当たりの平均的な排水量が50m <sup>3</sup> 以上である事業場に適用される。」とありますが、排水量が50m <sup>3</sup> 未満の場合には、これらの基準値は全て性能保証対象外となり、表17排水基準(健康項目)が性能保証対象との理解で宜しいでしょうか。	No46をご参照ください。
48	要求水準書	31	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (3) 排水基準（環境項目） 表18 排水基準（環境項目）	「※この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排水量が30m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> 未満である工場又は事業場に係る排水について適用する」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.128の通り、排水量にかかわらず、千葉県条例による上乗せ基準による排水基準値は適用されるという理解でよろしいでしょうか。	No46をご参照ください。
49	要求水準書	31	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (4) 騒音基準 表19 騒音基準	騒音・振動の測定については暗騒音の影響を考慮した補正等が認められると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
50	要求水準書	32	第1_7_6_6.1 公害防止基準 (7) 主灰及び飛灰処理物の溶出基準	主灰の性状は入口ごみ性状に大きく影響されるため、現施設における主灰について、キレート添加前の溶出量実績、あるいはキレート添加率の実績をご提示いただけないでしょうか。	資料を提示します。
51	要求水準書	35	第2_1_1. 全体計画 (7)	「(7)災害時の災害廃棄物の受入を考慮した施設とする。」とありますが、当該災害廃棄物の処理による人員増等の追加費用が発生した場合、その費用負担についてはご協議いただけたらと考えて宜しいでしょうか。また、本施設で処理すべき災害廃棄物の想定量をご教示ください。	可燃物系は約4万5,000t、不燃物系は約169万7,000tの発生が想定されています。可燃物系は3年間で処理、不燃物系は稼働時間の延長や他施設で処理を想定しています。追加費用については協議とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
52	要求水準書	35	第2_1_1. 全体計画 (9)	建設地の区分に関して、要求水準書(案)と比較し、「河川・臨海ゾーン」が削除されると見受けられますが、その理由をご教示願います。	市川市景観計画における当建設地の区分は「河川・臨海ゾーン」「市街地ゾーン」「幹線道路沿道ゾーン」の3区分を正とします。
53	要求水準書	35	第2_1_1. 全体計画 (12)	「(12)一般施設利用者、見学者等が利用する部分については、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法第91号)に規定する建築物移動等円滑化基準に適合する施設とする。」とありますが、対象範囲は管理棟及び見学者通路と理解して宜しいでしょうか。	見学者通路の他、小動物火葬炉や市民搬入場等、その他一般利用者や施設見学者が利用する範囲とします。
54	要求水準書	36	第2_1_2. 配置・動線計画 (7)	車両動線計画のため、各種搬入出車両・市職員送迎用マイクロバスの寸法、最小回転半径が分かる資料を提示願います。	資料を提示します。
55	要求水準書	36	第2_1_2. 配置・動線計画 (8)	「収集車両等の搬入車両は1回計量」とありますが、委託業者、許可業者共に1回計量との理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
56	要求水準書	36	第2_1_2. 配置・動線計画 (13)	鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸はごみ投入ホップへ直接投入できる荷姿(フレコン、ダンボール等)で搬入されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
57	要求水準書	37	第2_2_1_1.2 防熱、保温	保温外装材に関し、「炉本体、ボイラ、集じん器等の機器は鋼板製、風道、煙道、配管等はカラー鋼板又はSUS製鋼板、アルミガラスクロス(隠蔽部や維持管理上必要となる箇所)とする」とあります。施工及びメンテナンス性を考慮して、鋼板、縞鋼板、アルミガラスクロスなどの保温外装材の使い分けについては実績に基づいた事業者提案としても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
58	要求水準書	41	第2_2_1_1.10 災害対策	「燃料及び薬品類については、災害時に補給が出来ない場合でも運転が継続できるよう、原則として7日分以上を備蓄すること」「上水・工業用水の断水時においても、基準ごみ3炉運転時の平均使用量の7日間以上の運転が継続できるよう対策を講じること」とあります。年間運転計画において3炉運転時は軽負荷運転を基本とする場合、薬剤貯槽および水槽の必要容量は、3炉軽負荷運転の7日分以上と理解して宜しいでしょうか。	3炉基準ごみ定格運転時の7日分以上とします。
59	要求水準書	42	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (1) ごみ計量機	計量機はICカード式とありますが、利便性を考慮し他の方式(QRカード、QRコード等)を提案しても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
60	要求水準書	43	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (2) プラットホーム出入口扉	「周辺環境に配慮し目隠し壁等を設置すること。」とありますが、敷地外（例えば前面道路や河川堤防上のサイクリングロード）からの視線に対してプラットホーム内が見えない計画とするという理解で宜しいでしょうか。	外部余熱利用施設利用者や周辺道路からなどクリーンセンターの利用者以外の視線に対してプラットホーム内部が見えない計画としてください。
61	要求水準書	4 3	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (2) プラットホーム出入口扉	「周辺環境に配慮し目隠し壁等を設置すること」とありますが、目隠し壁は周囲どの方向からもプラットホームの内部が見えないようにすることとの理解でよろしいでしょうか。	No. 60をご参照ください。
62	要求水準書	43	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (2) プラットホーム出入口扉	「周辺環境に配慮し目隠し壁等を設置すること」とありますが、既設工場棟のプラットホーム出入口付近には、目隠し壁だけでなく屋根があります。新設工場棟の目隠し壁部分に、屋根は不要との理解でよろしいでしょうか。	No. 60の回答に示す条件を満たす場合は、屋根は不要です。
63	要求水準書	43	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (3) プラットホーム	「プラットホームは一方通行とし、有効幅15m以上、高さ7m（梁下有効高さ6.5m）以上とすること」とありますが、搬入車両がダンプにてごみを荷下ろしするエリアにおいて、有効高さ6.5m以上確保するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
64	要求水準書	43	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (3) プラットホーム	プラットホーム高さは「7m（梁下有効高さ6.5m）」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.147の通り、搬入車両がダンプにてごみを荷下ろしするエリアにおいて、有効高さ6.5m 以上を確保するものと理解してよろしいでしょうか。	No. 63をご参照ください。
65	要求水準書	45	第2_2_2_2.1受入・供給設備 (6) 市民搬入場	安全性を考慮して、徒歩、自転車で搬入される市民と、自動車で搬入される市民の市民搬入場は別々に設けてもよろしいでしょうか。	徒歩や自転車で持ち込む場合の安全性及び利便性を考慮したうえで、事業者の提案を可とします。
66	要求水準書	47	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (10) プラットホーム監視室	「プラットホーム監視室に設置する設備類は、...トイレ設備、その他必要な設備とすること」とありますが、プラットホーム内のトイレとプラットホーム監視室のトイレはそれぞれ設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
67	要求水準書	47	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (10) プラットホーム監視室	施設プラットホーム監視室に設置する手洗設備、トイレ設備については、配置計画合理化の観点からP43記載のプラットホーム内トイレやP123記載の収集作業用トイレと集約することをお認めいただけないでしょうか。	それぞれに設置してください。
68	要求水準書	47	第2_2_2_2.1 受入・供給設備 (12) 可燃性粗大ごみ切断機	事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.154の通り、処理対象物は畳・ふとん・大型家具・角材等との理解でよろしいでしょうか。 また、適切な機器選定のため、それぞれの処理対象物について搬入量の内訳をご教示願います。	処理対象物をご認識のとおりです。内訳については提示できるデータはありません。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
69	要求水準書	47	第2_2_2.2.1 受入・供給設備 (12) 可燃性粗大ごみ切断機	「・・・投入寸法は、1,200mm×3,600mm×深さ1,000mmとすること」とありますが、重機等で粗破碎した可燃性粗大ごみを投入するなどご指定の投入寸法と同等の処理能力を達成可能な場合、投入口寸法は事業者による提案をお認め頂けないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
70	要求水準書	48	第2_2_2.2.2 燃焼設備 (3) 燃焼装置	燃焼装置の項目にて、「給じん装置の給じん部の下部並びに乾燥火格子下部のホッパについては落じんによる発火対策を講じること。」とあり、また、ストーカ下シュートの項目にて、「乾燥帯は、落じん及びタールによる着火時の検知対応及び消火対応を計画すること。」とあります。当グループの燃焼装置は、火格子同士をボルト締結することで隙間をなくし、さらに燃焼空気を高速で吹き出させることで、タールや落じん等の落下が少ないものとなっております。さらに、ホッパ・シュートの傾斜角度を45度以上とすることで落下物がホッパ内に堆積しないように配慮しています。以上を踏まえ、検知器及び消火対応を不要とする提案をお認めいただけませんか。	原文のままとします。
71	要求水準書	48	第2_2_2.2.2 燃焼設備 (3) 燃焼装置	「自動燃焼装置とは別に、再利用水等による炉内水噴霧による温度制御ができるようにすること」とありますが、自動燃焼装置の炉温制御の機能の一部として、再利用水等による炉内水噴霧による温度制御を有するものとしてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
72	要求水準書	49 51	第2_2_2.2.2 燃焼設備 (6) 炉体鉄骨・ケーシング 第2_2_2.2.3 燃焼ガス冷却設備 (3) ボイラ鉄骨及びケーシング	「ケーシング外部は耐熱塗装を施し」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.157、No.158の通り、ケーシング表面温度を加味して耐熱仕様が必要な箇所のみに対応とする等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
73	要求水準書	49 51 114	第2_2_2.2.2 燃焼設備 (6) 炉体鉄骨・ケーシング 第2_2_2.2.3 燃焼ガス冷却設備 (3) ボイラ鉄骨及びケーシング 第2_3_3.3.4 構造計画 (2) 構造計算	P49及びP51に「構造計画基準は、「火力発電所の耐震設計規定」又は「建築構造設計基準及び同解説」（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）によって行うこと」とあります。一方でP.114には「炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨等の地震力の計算は、設置する階の剪断力係数Ciをその炉体鉄骨地震力のベースシャーCoとした、炉体鉄骨用の剪断力係数Ciを求めて計算する方法による。」とありますが、炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨については「火力発電所の耐震設計規定」の震度法を適用してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
74	要求水準書	51	第2_2_2.2.3 燃焼ガス冷却設備 (1) 廃熱ボイラ	ボイラドラム液面計について、「二色液面計と透視式液面計を取り付けること」とありますが、発電用火力設備の技術基準の改定により、マグネットフロート式水面計への代用が可能となっています。マグネットフロート式は、ガラスやマイカを使用する液面計に対し高圧化での漏洩リスクが少なく、長時間連続運転に適しており、維持管理の面でメリットのある方式と考えます。つきましては、マグネットフロート式液面計の採用をお認めいただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
75	要求水準書	52	第2_2_2.2.3 燃焼ガス冷却設備 (7) ボイラ給水ポンプ	ボイラ給水ポンプに関し、「交互運転とし、耐熱性を確保し、容量はボイラ最大蒸発量に対し、余裕を見込んだものとする」とあります。ポンプ2台で3炉分の最大蒸発量に十分な余裕を持たせることを前提に、設備構成として各炉2台の6台設置ではなく、全炉共通の4台設置とする提案をお認めいただけないでしょうか。いずれの炉に対しても予備機を2台以上確保することが可能となり、加えて年間稼働日数が最も多い2炉稼働時におけるポンプ運転台数を1台とすることで、消費電力を低減させ年間売電量を向上させることができます。	1炉1系列とし、1炉につき交互運転としてください。
76	要求水準書	52	第2_2_2.2.3 燃焼ガス冷却設備 (7) ボイラ給水ポンプ	「継手はギヤカップリングとすること。」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.160の通り、継手の方式は事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
77	要求水準書	58	第2_2_2.2.5 通風設備 (1) 押込送風機	「吸引口にはスクリーンを設け」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.164の通り、二次押込送風機の吸引口スクリーンと兼用する等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
78	要求水準書	59	第2_2_2.2.5 通風設備 (6) 排ガスダクト（煙道）	「特に飛灰の堆積及び閉塞を防止するために、水平煙道は避けること」とありますが、集じん設備～煙突までの煙道については、弊社の実績上飛灰の堆積及び閉塞による問題は発生しないため、一部水平煙道となることを認めていただけないでしょうか。	飛灰の堆積及び閉塞が生じないことを前提とした上で、集じん設備～煙突までの煙道については、一部水平煙道となることを可とします。
79	要求水準書	60	第2_2_2.2.5 通風設備 (7) 誘引送風機	「軸受部は...水冷式とすること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.165の通り、冷却能力に問題がないことを前提に空冷式とする等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
80	要求水準書	60	第2_2_2.2.5 通風設備 (7) 誘引送風機	「軸受部はころがり軸受又はすべり軸受を使用し、水冷式とすること。」とありますが、冷却方式の選定は事業者提案をお認めいただけませんか。	No. 79をご参照ください。
81	要求水準書	60	第2_2_2.2.5 通風設備 (7) 誘引送風機	「原則として送風機形式は両吸込みとし、軸は両端支持とすること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.166の通り、必要送風機容量に対して、適切に対応した形式とする等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
82	要求水準書	60	第2_2_2.2.5 通風設備 (8) 煙突	「昇降設備は、煙突頂部まで階段とすること」とありますが、頂部付近までは階段とし、頂部へのアクセスはタラップ等を使用してもよろしいでしょうか。弊社実績でもほぼすべての施設において上記方式となっています。	事業者による提案を可とします。
83	要求水準書	61	第2_2_2.2.5 通風設備 (8) 煙突	煙突頂部ガス温度として160℃以上とありますが、発電量最大化を目的に、低温腐食を考慮した上で、煙突頂部ガス温度は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	低温腐食防止のほか、環境影響評価の観点も含めた温度設定としております。これと異なる提案を行う場合、提案時に環境影響評価書の予測・評価結果との違いについても定量的に示していただく必要があります。
84	要求水準書	61	第2_2_2.2.6 灰出設備 (1) 主灰冷却装置	事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答 No.171の通り、主灰冷却装置の形式「乾式（シールプッシャ）」の提案は可という理解でよろしいでしょうか。また、水噴霧時の可燃性ガスは適切な滞留防止方法を事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	乾式（シールプッシャ）の提案も可とします。 可燃性ガスについては、適切な滞留防止方法を事業者にて提案してください。
85	要求水準書	63	第2_2_2.2.6 灰出設備 (8) 飛灰処理設備	飛灰貯槽の容量は「全炉運転時日平均飛灰搬出量の7日分以上」とありますが、配置計画合理化の観点から飛灰貯槽と飛灰処理物貯留ピットをあわせて7日分以上の容量を確保させていただけないでしょうか。その場合にはそれぞれの容量は事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	原文のままとします。
86	要求水準書	64	第2_2_2.2.6 灰出設備 (8) 飛灰処理設備 ④ 混練機 ⑥ 処理物搬送コンベヤ	「排熱、排湿用の通気管を設け適切に処理し屋外に通気すること」とありますが、灰ピットを経由して屋外に排気する方式としてもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
87	要求水準書	64	第2_2_2.2.7 給水設備 (1) 給水計画	「本施設の給水は、工業用水の利用を基本とし、水量が不足する場合は、上水及び地下水の利用を可とする」とありますが、参考資料添付42_上水道・工業用水・地下水水質の水質を考慮し、設備保全、安定運転の観点からボイラ用水については上水を利用する計画としても宜しいでしょうか。	事業者の提案を可とします。ただし、工業用水は使用量に関わらず契約量750m <sup>3</sup> /日にかかる費用は全額事業者の負担となります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
88	要求水準書	65	第2_2_2.2.7 給水設備 (1) 給水計画	「また、工業用水の使用量に関わらず契約量750m <sup>3</sup> /日にかかる費用は全額事業者が負担すること。」とあります。事業者が負担すべき費用は契約量750m <sup>3</sup> /日の工業用水の使用を可能とする設備工事費と考えて宜しいでしょうか。また、運営期間中に事業者が負担すべき工業用水に関するユーティリティ費用は、事業者が使用する工業用水にかかる費用のみと考えて宜しいでしょうか。	No. 87をご参照ください。
89	要求水準書	65	第2_2_2.2.7 給水設備 (2) 水槽類仕様	「災害時等においても、7日間以上の運転が継続できる容量を確保すること」とありますが、災害応急対策活動に必要な施設において確保すべき水の容量について、災害応急対策活動の人員は170人として算出するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
90	要求水準書	65	第2_2_2.2.7 給水設備 (3) 機器冷却水冷却塔	「冷却水槽の容量は機器冷却水循環量の1時間分以上の容量とすること。ただし、前工程等の別水槽で余裕を確保する場合はこの限りではない。」とありますが、前段にある工業用水受水槽等で冷却水槽への補給水量1時間分を含めた容量を確保すれば、冷却水槽の容量は事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	前工程の別水槽で余裕を確保する場合、「基準ごみ3炉定格運転時の機器冷却水補給水量の7日分」を確保してください。
91	要求水準書	65	第2_2_2.2.7 給水設備 (3) 機器冷却水冷却塔	「冷却水槽の容量は機器冷却水循環量の1時間分以上の容量とすること。ただし、前工程等の別水槽で余裕を確保する場合はこの限りではない。」とあります。前工程のプラント用水受水槽にて、機器冷却水循環水量1時間分の容量を上回る、「基準ごみ3炉定格運転時の機器冷却水補給水量の7日分」を確保することで、要求水準を満足すると考えて宜しいでしょうか。	No. 90をご参照ください。
92	要求水準書	66	第2_2_2.2.8 排水設備 (1) 排水計画	「プラント系排水は15m <sup>3</sup> /24h 以下」とありますが、生活排水との合計で40m <sup>3</sup> /24h 以下を遵守できるよう、生活排水の量に応じプラント排水の量を調整するという認識でよろしいでしょうか。（例えば生活排水が10m <sup>3</sup> /日程度の場合は、プラント排水は30m <sup>3</sup> /日まで放流しても良いでしょうか）	原文のままとします。
93	要求水準書	66	第2_2_2.2.8 排水設備 (3) 生活排水処理設備	「合併処理浄化槽は、管理棟（170人程度）及び工場棟分を処理できる容量を確保すること」とありますが、見学者120人、市職員50人との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
94	要求水準書	66	第2_2_2.2.8 排水設備 (3) 生活排水処理設備	「合併処理浄化槽は、管理棟（170人程度）及び工場棟分を処理できる容量を確保すること」とありますが、市職員の内、シャワー利用する人数をご教示願います。	15人程度を想定しております。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
95	要求水準書	67	第2_2_2.2.8 排水設備 (4) プラント排水処理設備	<p>「薬品を注入する箇所には、その目的毎に積算流量計を設けること」とありますが、ダイヤフラムポンプ等の脈動を伴うラインには積算流量計の設置は不可となるため、その場合は他の管理方法で代替するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、薬品の注入先が複数となる箇所には積算流量計を設置することを前提としたうえで、注入先が1箇所のみとなる薬品については、積算流量計に代替する方法(タンクのレベル管理等)によって使用量を管理してもよろしいでしょうか。</p>	事業者による提案を可とします。
96	要求水準書	68	第2_2_2.2.9 電気設備 (1) 計画概要	<p>電気設備における電源計画について、新設する屋外開閉所近傍に分岐用の地中ハンドホールを設けて、既設工場と新設工場へ既存引込線(地中66kケーブル)を分岐することで提案しても宜しいでしょうか。</p> <p>また、引込線の分岐方法に関して、東京電力パワーグッド(株)様と事前相談した内容(引き込み部・取り合い等含む)についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>分岐について、事業者による提案を可とします。事前に東京電力パワーグリッド(株)(以降「電力会社」とする)と協議している内容は次の通りです。</p> <p>○分岐方法 屋外開閉所や地中でのY分岐等により既存の特別高圧鉄塔から分岐供給が可能であり、その場合、既存鉄塔の設備変更となる。</p> <p>○引き込み方法 なるべく架線部を減らし、出来るだけ地中埋設での引き込みとすること。</p> <p>○引き込み部及び取り合い点等 詳細については契約後に事業者と東京電力パワーグリッド(株)との協議により決定すること。</p>
97	要求水準書	68	第2_2_2.2.9 電気設備 (1) 計画概要	<p>電気設備について、既設工場への特別高圧引き込み埋設ルートを盛り替える場合、車道部と同じ荷重条件で宜しいでしょうか。その場合、車道部の想定最大荷重をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。 車道部の想定最大荷重は25tです。</p>
98	要求水準書	68	第2_2_2.2.9 電気設備 (1) 計画概要	<p>電気設備について「新設屋外開閉所より新たに地中埋設(既設ルート流用不可)等にて新設の特別高圧受変電所への特別高圧供給の切替を原則とする。」とありますが、参考資料「添付8_特別高圧受電引込経路(案)」によると地下埋設ルートが正門と計量棟間を通過することになり、収集車等の車両の通行量が多い様に想定されますが、作業制限等の規制があるかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>なるべく作業制限が生じないよう、市、電力会社及び事業者で協議を行うことを想定していますが、現施設の運営に極力支障がないことが前提であるため、規制がかかる可能性はあります。また、電力会社との協議の上、既設の鉄塔以外からの引込みの提案も可とします。</p>

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
99	要求水準書	69	第2_2_2.2.9 電気設備 (2) 電気方式 ① 受電（既存回線）	「逆潮電力については電力会社との接続検討申込により決定する」とありますが、最適な設備計画のため、逆潮電力の制限値の情報をご教示願います。	電力制限について、電力会社と協議した内容は次のとおりです。  ○連系を予定している市川千鳥線及び上位系統については、設備の運用容量を超過する場合に事前抑制をすることを前提としたノンファーム型接続が適用されるため、最大受電電力の制限値は一般的にない（託送供給等約款で66kV系統の上限は50MWとなり、50MWが目安）。  ○市川千鳥線と現施設を接続している送電線の設備容量が48MWであるため、48MW程度までは上位系統の増強なく連系することが可能な見込みである。  ○上記については熱容量面からの簡易的考え方であり、詳細な検討には接続検討申込が必要となる。
100	要求水準書	70	第2_2_2.2.9 電気設備 (8) 電力監視盤	「蒸気タービン発電機及び非常用発電機の自動及び手動同期投入を可能とすること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.196の通り、手動同期投入は事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
101	要求水準書	74,75	第2_2_2.2.10 計装・自動制御設備 (3) 計装機器 ③ ITV装置	表26 ITV装置リスト及び表27 モニタ仕様と設置場所は(参考)とありますので、事業者にて運転監視上最適と思われる仕様、台数を提案するという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
102	要求水準書	75	第2_2_2.2.10 計装・自動制御設備 (3) 計装機器 ④ 計装用空気圧縮機	計装用空気圧縮機に関し、「2基（交互運転）」とありますが、必要に応じて2基以上（交互運転）としても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
103	要求水準書	76	第2_2_2.2.10 計装・自動制御設備 (4) システム構成	計装・自動制御設備のシステム構成について、オペレーション用液晶モニタを二重化するとありますが、オペレータコンソールを複数台設置して冗長化を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
104	要求水準書	76	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (1) タービン発電設備	「中央制御室にオペレータコンソール及び電力監視装置、同期投入、電圧調整（力率調整）、負荷調整（主圧制御、調速制御）その他の自動調整及び手動操作装置を設置すること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.201の通り、DCSが関与しない発電機自体の制御は、運用性・保守管理性を考慮して、タービン発電機機側に設置する制御盤で行う等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
105	要求水準書	76	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (1) タービン発電設備	タービン発電設備について、「中央制御室にオペレータコンソール及び電力監視装置、同期投入、電圧調整（力率調整）、負荷調整（主圧制御、調速制御）その他の自動調整及び手動操作装置を設置すること。」とありますが、蒸気タービン発電設備は、機側制御盤で手動又は自動での同期投入操作を行い、中央から自動での同期投入操作を行えるようにするという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
106	要求水準書	77	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (4) 予備ボイラ	予備ボイラの設計条件（時間最大供給熱量、供給温度）は、(3)熱利用設備（場外用）と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
107	要求水準書	77	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (4) 予備ボイラ	現施設から次期クリーンセンターへの切り替えを実施する期間においても、外部余熱利用施設の稼働継続が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。切り替えによる外部余熱利用施設の休止期間は最小限とし、切り替え時期については協議とします。
108	要求水準書	77	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (4) 予備ボイラ	「プラント停止期間中における外部余熱利用設備の熱源として蒸気を供給するものであり、外部余熱利用設備のシステムを考慮したボイラ方式とすること。」とありますが、蒸気を供給する予備ボイラを採用した場合、高温水熱交換器(圧力容器)の定期検査やメンテナンス時等に高温水供給ができなくなることに配慮し、熱源として高温水を供給する予備ボイラを提案しても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
109	要求水準書	77	第2_2_2_2.11 余熱利用設備 (4) 予備ボイラ	「燃料サービスタンクを設けること。」とありますが、電気式等採用の場合はこの限りではないと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
110	要求水準書	77	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	現施設にて受け入れた処理動物の最大寸法をご教示願います。 また、イノシシやシカ等の大型害獣の処理は不要という理解でよろしいでしょうか。	個々の動物の寸法は提示できるデータはありません。大型害獣は想定しておりませんので、家庭で飼育されている大型犬等に対応できるように計画してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
111	要求水準書	77	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	小動物火葬炉の排気について、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.205の通り、大気汚染防止法届出対象とならないことを前提に、焼却炉排ガスに合流する方式とするか、単独で排気する方式とするか、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
112	要求水準書	77	第2_2_2_2.12 小動物火葬炉設備	「大気汚染防止法届出対象とならない設計とするとともに、排ガスは適切に処理すること。」とありますが、小動物火葬炉の排気について、大気汚染防止法届出対象とならないことを前提に、焼却炉排ガスに合流する方式とするか、単独で排気する方式とするかは事業者提案として宜しいでしょうか。	No111をご参照ください。
113	要求水準書	78	第2_2_2_2.13 雑設備 (1) 雑用空気圧縮機	事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.208の通り、数量は、必要に応じて2基以上（交互運転）とする等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
114	要求水準書	78	第2_2_2_2.13 雑設備 (1) 雑用空気圧縮機	雑用空気圧縮機に関し、「2基（交互運転）」とありますが、必要に応じて2基以上（交互運転）としても宜しいでしょうか。	No. 113をご参照ください。
115	要求水準書	79	第2_2_2_2.13 雑設備 (4) 説明用設備 ③ 公害防止データ等表示設備	公害防止データ等表示設備について、「排ガスデータの表示盤は敷地境界付近に設置し、デジタルサイネージ等はその他市の指定する場所1箇所に設置する」とありますが、敷地内に設置するという理解で宜しいでしょうか。敷地外への設置の場合、想定している設置場所についてご教示いただけますでしょうか。	敷地内に設置することとします。
116	要求水準書	79	第2_2_2_2.13 雑設備 (4) 説明用設備 ③ 公害防止データ等表示設備	公害防止データ等表示設備について、「表示内容について外国人見学者向けの表示も行うこと」とありますが、表示言語についてご教示いただけますでしょうか。	説明パンフレットと同様に、日本語、英語、中国語、韓国語を想定していますが、詳細は設計時に決定します。
117	要求水準書	80	第2_2_2_2.13 雑設備 (7) 電気自動車急速充電設備	数量は2台とし、とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.211の通り、充電設備1台でコネクタが2基ついているタイプ等、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
118	要求水準書	81	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (5) 不燃ごみ受入ヤード	「カセット式ボンベやスプレー缶の年間想定搬入量は74,800本とする。」とありますが、安全に処理したカセット式ボンベやスプレー缶は全量破碎処理のうえ、不燃ごみ貯留設備（ピット）へ貯留（投入）するものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
119	要求水準書	82	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (8) 不燃ごみ貯留設備	不燃ごみ貯留設備の貯留容量が4日分以上となつていますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」において「その容量は最低1〜2日分とする例が多い。」とあります。省スペース化およびプラットホーム内の安全な動線を確保するため、施設稼働及び整備等の運用に問題がないことを前提に施設規模の2日以上とすることを認めただけでないでしょうか。	原文のままとします。
120	要求水準書	83	第2_2_3_3.1 受入・供給設備 (11) 不燃ごみ・粗大ごみ受入ホッパ	「搬入車両の直接投入も可能とすること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.216の通り、破砕機での火災・爆発を防ぐため、一旦ヤードに荷下ろしした後に、ローダーでホッパに投入する方式も可としてよろしいでしょうか。	ローダーによりホッパへ投入することも可とします。
121	要求水準書	85	第2_2_3_3.2 破砕・選別設備 (1) 低速回転破砕機	「必要により外部に白煙が出ないよう対策を講じること」とありますが、白煙とは火災等により生じる煙や粉じんという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
122	要求水準書	87,88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (5) 鉄貯留バンカ (6) アルミ貯留バンカ (7) 不燃物貯留バンカ	鉄貯留バンカ、アルミ貯留バンカ、不燃物貯留バンカについて、内部二分割式とありますが、分割無しで2基の提案としても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
123	要求水準書	88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物（処理困難物）等一時貯留ヤード	「割れた蛍光管は破砕し、ドラム缶で保管し、割れていない蛍光管は専用の容器で保管すること。」とありますが、専用の容器とはどのような容器でしょうか。また、専用の容器の調達には貴市の範囲という理解でよろしいでしょうか。	1300×900×高さ900の容器です。調達は市が行います。
124	要求水準書	88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物（処理困難物）等一時貯留ヤード	割れていない蛍光管の専用容器は貴市にて用意されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 123をご参照ください。
125	要求水準書	88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物（処理困難物）等一時貯留ヤード	割れていない蛍光管の専用容器を事業者にて用意する場合、専用容器は返却されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 123をご参照ください。
126	要求水準書	88	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (8) 不適物（処理困難物）等一時貯留ヤード	「割れた蛍光管は破砕し、…」とありますが、粉塵や水銀ガスの発生を考慮した蛍光管破砕機を納入するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
127	要求水準書	89	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (9) 不適物（スプリングマットレス、ソファ）等一時貯留ヤード	「マットレス搬出時はウイング車にて搬出する」とありますが、不適物等一時貯留ヤードのうち、マットレスについては、ウイング車1台分程度が貯留できる広さが必要との理解でよろしいでしょうか。	一度に40枚から70枚程度を搬出しており積み込みスペースの他に、受入れ・積み込み準備作業スペースが必要と想定されます。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
128	要求水準書	89	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (9) 不適物（スプリングマットレス、ソファ）等一時貯留ヤード	「マットレス搬出時はウイング車にて搬出する」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.223の通り、積込の際は10枚ごとにパレット積という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
129	要求水準書	89	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (9) 不適物（スプリングマットレス、ソファ）等一時貯留ヤード	「マットレス搬出時はウイング車にて搬出」とありますが、配置検討のためウイング車の仕様、1度に搬出されるマットレス枚数をご教示いただけますでしょうか。	車両総重量7-14t程度のウイング車（車長8.8m）、一度に40枚から70枚程度を搬出しています。
130	要求水準書	89	第2_2_3_3.3 貯留・搬出設備 (9) 不適物（スプリングマットレス、ソファ）等一時貯留ヤード	「年間想定搬入量は、スプリングマットレス5,500枚、ソファ2,000個とする」とありますが、上記以外の解体が必要な不適物があれば、その品目および数量をご教示願います。	資料を提示します。
131	要求水準書	90	第2_2_3_3.7 電気設備 (3) 低圧配電設備	事業費低減の観点から、不燃・粗大ごみ処理施設の低圧配電設備は、事業者にて最適な電源計画を行うことを前提に焼却施設の低圧配電設備と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
132	要求水準書	91	第2_2_3_3.8_(2)_②_表28 ITVリスト（不燃・粗大ごみ処理施設）（参考）	表28 ITV装置リストに「雲台」との記載がありますが、雲台が電動の場合、旋回速度が速いドーム型カメラの採用もお認め頂けますでしょうか。	事業者による提案を可とします。
133	要求水準書	91	第2_2_3_3.8 計装・自動制御設備 (2) 計装機器 ② 計装用空気圧縮機	不燃・粗大ごみ処理施設では計装用空気の利用先がない場合、非設置としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
134	要求水準書	93	第2_3_1_1.1 一般概要 (1) 敷地計画	「・都市計画決定区域：都市計画法、宅地開発条例・事業実施区域：建築基準法、環境保全条例」とありますが、事業実施区域を建築確認申請（計画通知）における敷地境界線とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
135	要求水準書	93	第2_3_1_1.1 一般概要 (2) 工事範囲	「本工事は・・・車庫棟（必要に応じて）・・・」とありますが、事業者用に必要な場合に設けるとの理解でよろしいでしょうか。	管理棟改修工事に際し、仮設シャワーの設置場所として既存の車庫棟を利用する場合を想定しており、新たに車庫棟を設ける必要はありません。
136	要求水準書	93	第2_3_1_1.1 一般概要 (3) 仮設計画 ① 仮囲い	高さ3mの意匠鋼板を全周にわたって設けるとありますが、第一駐車場の利用開始時時期までは、ロードフェンス等の簡易な仮囲いによる区画もお認め頂けると考えて宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
137	要求水準書	93	第2_3_1_1.1 一般概要 (3) 仮設計画 ① 仮囲い	仮囲いの意匠鋼板とは、フラットパネル程度を示すと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
138	要求水準書	94	第2_3_1_1.1 一般概要 (3) 仮設計画 ④ 山留掘削工事	山留材は原則撤去とありますが、SMW工法等を用いた場合は、その限りでないと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
139	要求水準書	95	第2_3_1_1.3 環境対策 (2) 舗装版切断作業時及び取り壊し作業時の騒音対策	「舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用い、取り壊し作業にあたっては、破碎機(油圧ジャッキ式)を使用するものとする」と記載がありますが、舗装版の撤去については、通常の、バックホウを用いめくり破碎を行いダンプにて搬出、既存基礎の解体にあたっては、大割破碎機・小割破碎機の使用と考えて宜しいでしょうか。また、二次破碎作業についての概念は、解体後の一次産物を再生利用する為に粒形を整える作業と考え、解体時の通常小割の作業ではないと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
140	要求水準書	96	第2_3_1_1.5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等	解体撤去工事の条件として、特別管理産業廃棄物(廃油、PCB等)はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
141	要求水準書	100	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (1) 土地造成	高規格堤防工事区間における擁壁工事の工作物申請手続きは、高規格堤防の管理者である国土交通省が実施するという理解で宜しいでしょうか。 また、高規格堤防工事区間以外の擁壁工事に関わる工作物申請手続きは、事業者側が実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
142	要求水準書	100	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (2) 軟弱地盤対策	「造成工事に当たっては、地盤改良、液状化対策等の必要な対策を実施する。」とありますが、緑地部分の施設運用上支障がない範囲は、地盤改良・液状化対策等は不要との理解でよろしいでしょうか。	施設運用上支障がないか検討のうえ、支障がある場合は、緑地部分についても必要な対策を実施してください。
143	要求水準書	100	第2_3_2_2.1 土地造成工事 (2) 軟弱地盤対策	「造成工事に当たっては、地盤改良、液状化対策等の必要な対策を実施する。」とありますが、造成工事を行わない既設管理棟側の構内道路について、施設運用上必要な範囲は液状化対策を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	施設運用上支障がないか検討のうえ、支障がある場合は、必要な対策を実施してください。
144	要求水準書	100	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	高規格堤防工事による擁壁工事について、建築基準法第88条に規定される工作物申請が必要な場合、その設計者は国土交通省関東地方整備局になるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 141をご参照ください。
145	要求水準書	100	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	高規格堤防工事による擁壁工事について、建築基準法第88条に規定される工作物申請が必要な場合、事業者が行うべき業務はないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 141をご参照ください。
146	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	高規格堤防に関する修正設計期間は業者配置計画の承認後、6か月とありますが、当該設計期間が延長となった場合は、全体工程についても延長いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	全体工期内で調整していただくことと考えていますが、設計期間が大幅に延長した場合には、協議の対象とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
147	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	高規格堤防工事について、受注後における事業者範囲外の修正設計による費用負担については協議していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者範囲外（国土交通省整備範囲）については、原則、国土交通省が設計及び施工を行います。
148	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	高規格堤防工事について、「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局の負担で修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する」とありますが、国交省による修正内容によっては提案内容が大幅に変更となる可能性がございます。その為、応札時は添付22の内訳書に示された数量にて高規格堤防工事に係る金額提示を行い、高規格堤防整備が完成した際の工事費算定等の関係書類を基に清算を行わせていただけないでしょうか。	入札公告時に提示した高規格堤防工事の参考資料は、国土交通省が検討した標準案のため、高規格堤防工事に係る応札時の金額については、事業者の提案を考慮したものと提案してください。
149	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	「事業者の提案内容を踏まえ、国土交通省関東地方整備局の負担で修正設計を行い、高規格堤防整備に関する修正設計内容を提示する。なお、修正設計期間は、事業者の提案する配置計画が認められてから6か月を見込んでいます」とありますが、高規格堤防に関する要求水準書を満足していることを条件として、事業者が提案する高規格堤防の設計内容を国土交通省関東地方整備局の修正設計に反映いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
150	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (1) 計画概要	外部余熱利用施設配管の影響により、高規格堤防工事における残工事が発生するとありますが、当該残工事の内容、工事日数等の概要をご教示いただけますでしょうか。	盛土工約1000m <sup>3</sup> 、約3ヶ月を想定しておりますが、修正設計により変更になる場合があります。
151	要求水準書	101	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (2) 高規格堤防整備工事	「高規格堤防整備に係る工事費の支払いについては、年度ごとに国と市とで年度協定を結び、これに沿って国の予算の範囲内で清算していくものとする」とありますが、添付21 高規格堤防図面一式とは異なる提案を事業者が行う場合、清算の元となる図面は入札図書によるものとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示した高規格堤防工事の参考資料は、国土交通省が検討した標準案です。事業者の提案を踏まえて国土交通省が修正設計を行った図面、数量が清算の基になる資料です。
152	要求水準書	102	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ① 高規格堤防施工範囲	ごみ処理施設の機能を考慮した最適な全体配置及び動線計画を行うことを前提とし、高規格堤防の施工範囲（1No.1+5.35～1No.7+1.00 L=115.7m）の変更を協議させていただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	高規格堤防に関する要求水準を満足していることを条件として、変更は可能です。
153	要求水準書	103	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ④ 材料	高規格堤防の盛土範囲について、盛土材に対して地盤改良等の改良工事を行うことは可能でしょうか。	盛土材受入基準及び高規格堤防に関する要求水準を満たす事を確認し協議してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
154	要求水準書	104	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ④ 材料	高規格堤防盛土材について、積み・運搬は事業者負担とありますが、一定期間の間、事業者の積み用重機をストックヤードに残置可能と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
155	要求水準書	104	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ④ 材料	高規格堤防盛土材について、事業者の必要な時期に必要な数量をご支給頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	盛土材は必要な時期に無償で提供できますが、積み運搬は事業者が行い、その費用については事業者負担となります。
156	要求水準書	104	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ④ 材料	高規格堤防盛土材について、高規格堤防部分とそれ以外の盛土部分の切分けが困難です。高規格堤防工事に付随する高規格堤防以外の盛土材についてもご支給いただくと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
157	要求水準書	104	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑥ 表土の剥ぎ取り	盛土材ストックヤードと同様に、一定期間の間、事業者の積み用重機を表土置き場に残置可能と考えて宜しいでしょうか。	表土置場においては、重機類の残置について国土交通省と協議する必要があります。
158	要求水準書	104	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑥ 表土の剥ぎ取り	剥ぎ取った表土について、事業者の必要な時期に必要な数量を受け入れて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、河川区域であるため、国土交通省に利用計画を提示し、協議する必要があります。
159	要求水準書	105	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑨ 許容残留沈下量	圧密促進工法を検討とあります。非常に厳しい工程であることが予想されます。工程確保として圧密沈下期間を必要としない工法（盛土先行等）についてもご検討いただくことは可能でしょうか。	工法、工程などを検討し妥当性が確認出来れば良いですが、必要以上に過大な施工の場合は、費用負担が出来ない場合があります。なお、妥当性の確認は、事業契約後になります。
160	要求水準書	105	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑨ 許容残留沈下量	沈下促進におけるプレロード期間について、設計上の残留沈下量に沈下板の施工中における沈下量が80日で達成できない場合は工期延長およびその必要工事費の清算について別途協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	全体工期内で調整できる提案としてください。
161	要求水準書	105	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑨ 許容残留沈下量	工場建設に伴い発生する高規格堤防の設計内容を変更した場合、工程・費用については別途協議させて頂けると考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に提示した高規格堤防工事の参考資料は、国土交通省が検討した標準案のため、高規格堤防工事の工程・費用については、事業者の提案を考慮したものとして提案してください。
162	要求水準書	106	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	「標準配合量として上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定すること。室内配合試験の結果、添加量が変わった場合は設計変更の対象とする」とありますが、添加量の変更による設計変更によって費用の清算が発生するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
163	要求水準書	106	第2_3_2_2.2 高規格堤防工事 (3) 高規格堤防における計画諸元 ⑭ 深層混合改良	「施工にあたっての給水については、現施設に引き込んでいる工業用水の貯留水槽からの利用・購入を想定している」とありますが、貯留水槽の位置は添付16に示された駐車場の北側角に位置する受水槽との理解でよろしいでしょうか。	添付25_現施設図面（工場棟等）に示す工場棟内の受水槽を想定しています。
164	要求水準書	109	第2_3_2_2.3 外構工事 (1) 道路工事	「舗装は…とし、市の基準を十分に勘案した構造とする」とありますが、貴市の基準をご教示願います。	「市の基準」を削除し、事業者提案とします。
165	要求水準書	109	第2_3_2_2.3 外構工事 (2) 駐車場工事	見学者用の大型バス駐車場5台分、一般来場者用の駐車場10台（障がい者用駐車場2台分を含む）とありますが、それに加えて貴市職員通勤用のマイクロバス用の駐車場2台分が必要と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
166	要求水準書	109	第2_3_2_2.3 外構工事 (2) 駐車場工事	「必要各所に散水栓を設けること」とありますが、舗装等の簡単な清掃を行うための散水栓という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。運用上必要と思われる箇所に設置してください。
167	要求水準書	109	第2_3_2_2.3 外構工事 (3) 構内排水設備工事	「雨水排水は、配管に接続する。」とありますが、事業用地内の雨水の放流先の条件（事業用地外の雨水配管の接続位置、接続配管の埋設深さ（標高表記）、許容放流量等）をご提示頂けますでしょうか。	資料を提示します。
168	要求水準書 参考資料	109 —	第2_3_2_2.3 外構工事 (4) 植栽工事 添付37 樹木管理図面	参考資料添付37にて、建替計画地の他に計画敷地外での除草・草刈などの工事が記載されておりますが、本工事の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	添付37は既設の除草・草刈範囲ですので、本事業での樹木等植栽管理は事業実施区域のみとします。
169	要求水準書	110	第2_3_2_2.3 外構工事 (6) 屋外照明器具工事	「本施設用地の保守のため、夜間に必要な照度を確保するために設ける。事業実施区域は新設とし、保安回路用屋外照明も配置すること」とありますが、事業実施区域外（既設工場棟側）の既設屋外照明器具を竣工後も点灯できるよう、本工事にて盛替えを行い、新設工場棟から送電するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
170	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	平成29年に形質変更時要届出区域に指定されていない区域の内、土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む区画及び土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地を含む区画でかつ形質変更を行う区画について、平成29年以降現在に至る期間において、土壌汚染の可能性を否定できないと考えられることから、土壌汚染対策法に基づく再調査が必要との理解でよろしいでしょうか。	平成28年度に実施した調査（既存調査）に加え「既存調査から形質変更時までの期間における補完的な調査」として、追加でこの間における地歴調査を行う必要があるものと考えています（この間、建設予定地内において特定有害物質の使用はありません）。 なお、未調査区域である地下ピット下の土壌部分については、地歴調査のほかに土壌汚染調査も必要になります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
171	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例では、搬出する土砂に対して土壌汚染がないことを分析し確認する必要があります。既往の土壌汚染調査報告書にて、土壌汚染の存在するおそれが少ない、または、ないと認められる土地を含む区画において、基準値を超過した土壌が発見された場合、費用及び工期は別途ご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
172	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	「既存調査から形質変更までの期間における補完的な調査が必要となることがある。」とありますが、補完的な調査が必要となった場合は調査費用及び工期についてご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	補完的な調査として、既存調査から形質変更時点までの地歴調査を行う必要があると考え、その分の工期・費用を設定していますが、地歴調査の結果、新たな汚染の可能性が見つかり、土壌汚染調査を行う必要が生じた場合は、協議事項とします。 なお、未調査区域である地下ピット下の土壌部分については、地歴調査のほかにも土壌汚染調査も必要になるものとし工期・費用を設定しています。
173	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	追加の土壌汚染調査等で新たな土壌汚染が発見された場合の対策費用・工期はご協議いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	No172をご参照ください。
174	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	「現在も雨水貯水施設として使用されている旧清掃工場のごみピット」とありますが、解体時期の指定はないものと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
175	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	補完的な調査が必要とありますが、当該補完調査は地歴調査を示すと考えて宜しいでしょうか。補完調査の結果、改めて土壌汚染調査が必要となった場合、工程・費用とも別途ご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	No172をご参照ください。
176	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	事業者の施工計画に合わせ、土壌汚染区域を再指定して頂くことは可能でしょうか。	土壌汚染対策法に基づく形質変更の届出を行い、その調査義務に従い追加の土壌汚染調査を実施した場合において、新たな汚染が見つかった場合は、形質変更時要届出区域等に指定されるものと考えられます。
177	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	土壌汚染未調査区域（旧清掃工場ごみピット下部）について、現在雨水貯留施設として使用中とありますが、調査工事着手までに水抜きを行って頂けると考えて宜しいでしょうか。	水抜き等の前処理も含めて事業者の所掌とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
178	要求水準書	110	第2_3_2_2.4 土壌汚染対策	土壌汚染未調査区域(旧清掃工場ごみピット下部)について、調査期間の指定はないと考えて宜しいでしょうか。	形質変更を行うに当たり、土壌汚染対策法に基づく届出を行うこととなりますが、その結果生じた調査義務に定められた期間内で調査をする必要があります。ただし、土壌汚染対策法に基づく届出時期についての指定はありません。
179	要求水準書	111	第2_3_3_3.1 全体計画 (1) 設計方針	「見学者が立ち寄る部分からの二方向避難が可能となるように、適所に階段等を配置した計画とすること。」とありますが、見学者が利用しない居室については、建築基準法による避難規定を満足すれば、必ずしも二方向避難が必要ではないという解釈で宜しいでしょうか。	建築基準法による避難規定を満足することで、事業者による提案を可とします。
180	要求水準書	111	第2_3_3_3.1 全体計画 (1) 設計方針	「流域面積を4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量を算定し、現施設地下に設置している雨水貯留槽3,000m <sup>3</sup> 分を差し引いた数値)の雨水貯留槽を設けること」とありますが、既設工場棟の雨水貯留槽に流入していないと考えられる既設管理棟南側駐車場の雨水は新設雨水貯留槽の流域として処理する計画としてよろしいでしょうか。	原文のとおり、流域面積を4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量算定を想定しています。
181	要求水準書	111	第2_3_3_3.1 全体計画 (1) 設計方針	「事業実施区域において、関連法令に準拠した3,090m <sup>3</sup> 程度(「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」(平成18年9月千葉県県土整備部)より、流域面積を4.2ha〔都市計画決定区域〕として雨水貯留槽の必要容量を算定し、現施設地下に設置している雨水貯留槽3,000m <sup>3</sup> 分を差し引いた数値)の雨水貯留槽を設けること。」とありますが、堆積土砂量は3,090m <sup>3</sup> とは別に見込むものとの理解でよろしいでしょうか。	堆積土砂量(1ヘクタール当たり150t)も計上した値となっています。
182	要求水準書	111	第2_3_3_3.1 全体計画 (1) 設計方針	「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」15頁 第7条(2)に「土地造成完了後の堆積土砂量は、毎年清掃を行うなど適切な維持管理が担保される場合は、1ヘクタール当たり15m <sup>3</sup> とすることができる」とあるため、新設雨水貯留槽の堆積土砂量は1ヘクタール当たり15m <sup>3</sup> として計画してよろしいでしょうか。	「市川市雨水調整施設設置の手引き」に準じて、新設雨水貯留槽の堆積土砂量は1ヘクタール当たり150m <sup>3</sup> として計画してください。
183	要求水準書	111	第2_3_3_3.1 全体計画 (1) 設計方針	雨水貯留槽の設置の記載がありますが、工事期間中については、雨水貯留槽を設ける必要性はないという考えで宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
184	要求水準書	112	第2_3_3_3.2 建築仕様 (3)	「ごみホッパ室の外壁、工場棟の必要な部分は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造」とありますが、ホッパー床レベルから1.5m程度までを鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その上部は鉄骨造とする提案をお認め頂けますでしょうか。鉄骨造への採用は地震力の低減に寄与し、耐震性の向上が期待できることが提案理由です。	原則、原文のままとします。
185	要求水準書	112	第2_3_3_3.2 建築仕様 (7)	建築仕様において「取手はレバーハンドルとし、錠はグレモン錠とすること。」とありますが、グレモン錠のレバーハンドルと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
186	要求水準書	113	第2_3_3_3.3 意匠計画 (2) 内部仕上げ	「破碎機室、空気圧縮機室、油圧ポンプ収納室、コンデンサヤード、タービン発電機室は、いずれも防音仕上げとすること」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.283の通り、騒音規制値の遵守が前提に、防音仕様や専用室の必要性を含めて、事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	騒音規制値を遵守したうえで、事業者の提案を可とします。
187	要求水準書	114	第2_3_3_3.4 構造計画 (1) 基本方針	「構造体：Ⅱ類(重要度係数1.25)、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類とすること。」とありますが、これは今回新築する工場棟及び渡り廊下を対象と考え、管理棟は建築非構造部材：B類、建築設備：乙類との理解でよろしいでしょうか。	工場棟及び渡り廊下については、ご認識のとおりです。管理棟は避難所に指定されていることから、新設するものについては、建築非構造部材：A類、建築設備：乙類とします。
188	要求水準書	114	第2_3_3_3.4 構造計画 (2) 構造計算	「原則、施設の保有耐力の計算を行い、施設が災害時の応急対策活動や災害廃棄物の受入れが可能な状態であるかの確認を行うこと」とありますが、計量棟などの小規模な建築物は建築基準法の規定に基づき適切な耐震ルートを選定することで、建築基準法施行令第82条の3に規定される必要保有水平耐力の確認は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
189	要求水準書	117	第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (1) 共通事項	「見学者対応及び一般者使用の歩廊幅及び階段幅は、以下のとおりとする。主要通路 1.8m以上」とありますが、上下階の移動はエレベータで移動することを前提とした場合、階段を除く主要通路は1.8m以上の幅を確保したうえで、階段については「千葉県福祉のまちづくり条例」に則り、幅を1.4m以上としてもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
190	要求水準書	118	第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (2) 管理エリア	浴室との記載がありますが、運営上の支障がないことを前提に、シャワー室の設置としても宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
191	要求水準書	118	第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (2) 管理エリア	見学について、「小学校の社会科見学、個人・団体の施設見学、行政が推進する環境施策に関する情報提供を目的とする」とあります。 見学の対象者については、事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者については考慮しないものと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。施設見学は事前予約制とします。
192	要求水準書	118	第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (2) 管理エリア ⑥ その他	「備品庫などを適切な広さで設ける」とありますが、機能を満足することを前提として、その他居室や倉庫等とスペースを共有してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
193	要求水準書	121	第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設） (4) その他	「地下室への昇降路は、原則として複数設置し二方向避難を可能とする」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.293の通り、建築基準法を満足していれば、ドレンピットやごみ汚水槽室、タービンドレンタンクエリア等、地下空間が狭い部屋については対象外として事業者による提案を可としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
194	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修	管理棟の3階・屋上は改修の対象外ですが、法適合状況については現行法に適合しているものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、3階・屋上の階段室など一部改修を行う部分は、参考資料の改修図（参考図）に示しています。
195	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修	外装および改修範囲外の清掃、補修等は工事所掌範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです
196	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	「改修工事期間中も市職員が管理棟を利用することに留意すること。」とありますが、新設工場棟と既設管理棟は建築基準法上、1棟扱いの建物になるため、建築確認の完了検査済証交付後でなければ既設管理棟を使用できない可能性があります。このため、改修工事の貴市職員の利用ができない可能性があります。特定行政庁から許可が得られるものとの理解でよろしいでしょうか。	連絡通路接続前に管理棟改修を行うことや仮使用申請を行う等、改修工事期間中も市職員が管理棟を利用できるよう計画してください。
197	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	「改修工事期間中も市職員が管理棟を利用することに留意すること」と記載がありますが、市職員の利用範囲や主要動線などその詳細をご教示ください。また、1、2階の改修範囲（主要動線を除く）に出入りすることはないと考えて宜しいでしょうか。	1階～3階のほぼ全てが利用範囲です。そのため、改修工区を分け、管理棟内の改修工区外に市職員が一時的に移動して業務を行う、居ながら工事を想定しています。詳細については市と協議が必要となります。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
198	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (1)	改修工事工事中も市職員が管理棟を利用するとありますが、工事作業員も見学者玄関から出入りが可能と考えて宜しいでしょうか。 工事用出入り口の指定がある場合はご教示いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、現施設の運営に影響がないことが前提となりますので、必ず市の承諾を得てください。見学者玄関が使用できない時間帯等は職員用玄関から出入りしてください。
199	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (2)	管理棟改修について、既設連絡通路の整備については、管理棟との接続部分開口部の完全閉塞のみとし、その他改修工事または撤去工事は行わないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。給水管等については本施設稼働後に、解体に備え現工場のごみピットが空になり、不要となった段階で撤去とします。
200	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (2)	既存連絡通路と管理棟との接続部分の開口部を塞ぐこととありますが、既存工場棟との往来ができないよう、完全閉鎖を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりですが、施工時期については市と協議とします。
201	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (2)	連絡通路の閉鎖および既存棟改修の時期については、市と協議とありますが、平日昼間の作業は可能と考えて宜しいでしょうか。 また、工程計画策定のため、改修工事着手可能時期をご教示いただけますでしょうか。	平日昼間の作業は可能ですが、改修の時期については市と協議とします。 管理棟執務室の改修時期は、令和11年9月以降を想定しております。
202	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (2)	「本施設と管理棟は別棟として計画すること。」とありますが、本施設と管理棟を連絡通路で接続した場合でも、建築基準法上別棟として計画できるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、消防法上別棟として計画できるということでしょうか。	現施設と同様に、本施設と改修後の管理棟は消防法上別棟として計画してください。 連絡通路で接続する場合は、建築基準法上は、別棟として扱うことができないため1棟（用途は管理棟：事務所、工場棟：工場）として計画してください。
203	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (5)	「管理棟浴室（浴室内サウナ、脱衣室含む）について改修後は浴槽の使用を中止し」とありますが、使用しない浴槽の立ち上がり部分は残置し、その天端レベルでフラットにするという理解でよろしいでしょうか。 また、サウナについても改修後の利用はなく、熱や電気の供給は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
204	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (5)	管理棟浴室の全面改修に際し、浴室（シャワー）及び脱衣室を男女別で設ける（室を分ける）ことは必要との理解でよろしいでしょうか。	管理棟浴室・脱衣室は一部改修とし（参考資料の改修図を参照）、男女別に室を分ける必要はありません。
205	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (5)	管理棟の浴室（シャワー）及び脱衣室を男女別に改修する場合、サウナ、物入、便所等のレイアウトを合わせて変更するものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 204をご参照ください。
206	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (7)	「ピロティに駐車している車両が管理棟南側から出入りができるように改修を行う」とありますが、管理棟南側を通過してピロティに駐車できるよう、車路を確保するという理解でよろしいでしょうか。	現在は北側から出入りをしていますが、南側から出入りができるよう池やスロープの改修を行い、前面の公道へ入退できる車路を確保してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
207	要求水準書  参考資料	122 147 —	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (7) 第4_2_8. 工事条件 (11) 工事用車両の搬入 添付3 敷地計画図	「ピロティに駐車している車両が管理棟南側から出入りできるように改修を行うこと」とありますが、添付3敷地計画図に記載の期日以降(令和7年8月～)は市職員の駐車車両はないものとして宜しいでしょうか。	工事期間中も公用車はピロティに駐車する予定です。出入りは北側から行います。
208	要求水準書	122	第2_3_3_3.8 管理棟改修 (9)	表36 石綿含有建材事前調査結果以外のアスベストが発見された場合、費用は別途ご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
209	要求水準書	123	第2_3_3_3.9 連絡通路整備 (6)	「連絡通路には極力傾斜をつけないこと」とありますが、傾斜が生じる場合は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律による傾斜路の規定を満足することと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
210	要求水準書	124	第2_3_3_3.12 建物内備品・什器	「本施設内に必要な備品・什器は、すべて整備すること」とありますが、整備対象は、2階の会議室(A)や見学者ホールなど、見学者対応で使用するエリアの備品・什器であり、貴市職員が使用予定のエリアに関しては対象外となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
211	要求水準書	135	第3_2_7. 計算書類等 (3)	「半期にかかる計算書類は、上記(1)に定める計算書類に準じる」とありますが、当該書類についての監査は必要ないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
212	要求水準書	136	第4_1_1. 本施設の設計業務 (10) ⑤	「高規格堤防整備分と以外の部分を区分すること」とありますが、以外の部分とは、土地造成工事のうち、添付21の図面及び添付22の積算以外の地下構造物撤去、軟弱地盤対策、埋設配管撤去・仮設が該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、高規格堤防整備分以外の土地造成工事の全てを指します。
213	要求水準書	138	第4_1_5. 実施設計	「実施設計図書並びに完成図書等をあわせて保管・管理するために必要な保管庫・検索システム」とありますが、オンラインストレージサービスの使用も可能と理解してよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
214	要求水準書	143	第4_2_3. 施工 (2) 施工基本条件 ② 現場管理	「全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転管理実績を有するボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者の有資格者を常時配置すること。」とあります。昨今の人手不足や東日本大震災以降の発電事業者の増加により、主任技術者の確保は全国的に困難な状況にあります。以上より、上記主任技術者の「全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転実績を有する」要件を緩和いただけないでしょうか。両主任技術者の要件緩和が困難な場合は、特に配置が困難である電気主任技術者の要件のみを緩和いただけないでしょうか。	原文のままとします。
215	要求水準書	143	第4_2_3. 施工 (2) 施工基本条件 ③ 現場管理	第三者向け掲示板を市の指示する場所に設置とありますが、工事週間予定表程度、1か所を見込むと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
216	要求水準書	144	第4_2_3. 施工 (2) 施工基本条件 ⑦ 保険	「本施設の施工に際しては、火災保険、組立保険、盗難保険、第三者損害賠償責任保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。」とありますが、事業概要書等に対する意見・質問書への回答(番号358)にありました通り、付保する保険は事業者提案としていただけないでしょうか。	本施設の施工に際する保険は、原文のままとします。 本施設の運営に際する保険は、事業者の責めに帰す場合は事業者が負担することを踏まえて、事業者による提案を可とします。
217	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (1) 残存工作物等	下記、撤去が必要となる地上工作物等の資料をご貸与頂けないでしょうか。 ・既存AS舗装の構成 ・倉庫、プレハブ等の建物 ・東屋（基礎・土間等資料を含む） ・駐車機他残置物および基礎関係の資料 ・その他、撤去が必要な工作物	用意できるものについては、提示します。
218	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (1) 残存工作物等	事業用地内で、保全や移設が必須となる樹木や工作物、設備等はないと考えて宜しいでしょうか。	現施設及び外部余熱利用施設の運営の継続に必要な工作物等は移設してください。詳細については設計時に決定します。また、本工事で支障となる樹木は、可能な限り移植等により場内利用することとしています。
219	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (1) 残存工作物等	ピット類および槽類はすべて撤去とありますが、新設工事に影響のない基礎等（2m以深）は残置可能と考えて宜しいでしょうか。	ピット類および槽類はすべて撤去してください。建設に支障とならない残存杭は既存GL-2mまでは撤去し、残存位置が分かるよう管理してください。
220	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (1) 残存工作物等	予期できない地中障害物については別途協議とありますが、工程・費用とも別途ご協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
221	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (2) 地中障害物	「予期せぬ地中障害物の存在が確認された場合は、別途協議を行う」とありますが、埋設廃棄物が発見された場合の処分費も別途ご協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
222	要求水準書	145	第4_2_8. 工事条件 (2) 地中障害物	「予期せぬ地中障害物の存在が確認された場合は、別途協議を行う」とありますが、ご提示頂いた資料で読み取ることができない地中障害物が発見された場合、費用及び工期は別途ご協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
223	要求水準書	146	第4_2_8. 工事条件 (4) 汚染土壌の処分	「事業者により未調査区域の追完を実施すること」とありますが、未調査区域とは旧清掃工場ごみピット下を指しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
224	要求水準書	146	第4_2_8. 工事条件 (9) 安全・保全 ①	「出入口以外においても市の指定する場所等で必要に応じ交通整理を行うこと」とありますが、事業敷地外の工事に伴う交通整理以外で現時点で想定できるものがありましたら場所・内容等を教示いただけないでしょうか。	場内にて工事車両と職員及び作業員通路の動線が交差・近接する場所など、安全管理上必要であれば、交通整理を行ってください。
225	要求水準書	147	第4_2_8. 工事条件 (12) 仮設物 ⑤	工事監理者用の仮設事務所について、執務人数をご教示ください。	5人程度を想定しておりますが、詳細は設計時に決定します。
226	要求水準書	147	第4_2_8. 工事条件 (12) 仮設物 ⑤	仮設会議室の指定がありませんが、市および工事監理者との定例会議等は、既存管理棟等の施設をご貸与頂けると考えて宜しいでしょうか。	管理棟の運用に支障がない場合のみ管理棟内の会議室の利用を可とします。
227	要求水準書	148	第4_2_8. 工事条件 (14) 工事に伴う環境調査	必要に応じ環境モニタリング等調査を行うとありますが、これは「添付19_環境影響評価事後調査項目及び調査方法」に記載の内容を示すと考えて宜しいでしょうか。	必要に応じ行う環境モニタリング等調査については、添付19の一部内容を流用することも可能です。
228	要求水準書	149	第4_2_8. 工事条件 (19) 負担金	仮設インフラについて、上水・工業用水に関しては、原則として参考資料に示す既設引き込み位置より引き込むとありますが、電力および排水の取合い点についてもご教示ください。	排水については現施設の敷地内に設置されている最終人孔枡へ接続のほか、前面道路に敷設されている排水管へ接続とし、事業者の提案を可とします。また、前面道路に敷設されている排水管に関しては参考資料を示します。電力については添付7及び添付8をご参照ください。
229	要求水準書	151	第5_1_1. 対象業務範囲	対象業務の内、一部を再委託することはお認め頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、市の承認を得る必要があります。
230	要求水準書	151	第5_1_1.1.1 運転管理業務	運営期間中に事業者が使用する敷地内の駐車場については、無償貸与いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
231	要求水準書	151	第5_1_1.1.1 運転管理業務 (2) 処理対象物の適正処理 ③	有害ごみについては、燃やさないごみとの混載で搬入されると思われそうですが、有害ごみの分別作業負荷を把握するため、混載状態がわかる資料（搬入車両の荷台写真等）をご提示願います。	資料を提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
232	要求水準書	151	第5_1_1_1.1 運転管理業務 (2) 処理対象物の適正処理 ③	剪定枝について、以下ご教示願います。 ①搬入車両の諸元 ②ヤードへの荷下ろし：搬入者が実施すると考えてよろしいでしょうか。 ③コンテナへの積込：事業者が実施すると考えてよろしいでしょうか。	収集される剪定枝の搬入車両は燃やさないごみと同様です。一般持込による搬入の場合は乗用車を含む各種車両となります。 ヤードへの荷下ろし及びコンテナへの積込み作業についてはご認識のとおりです。
233	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務	「建替計画地」の範囲外にある受電設備、外部余熱利用施設への給排水設備・配管、等についてはそれぞれ取合点までは維持管理業務の対象範囲にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、電気事業法に基づく保安管理の範囲については本施設、管理棟、外部余熱利用施設となります。
234	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務	「なお、管理棟の維持管理は市が行うが、本施設の運営に係る箇所については事業者が行うものとする。」とありますが、管理棟内の「本施設の運営に係る箇所」とは、具体的にはp.78の「(4) 説明用設備」に記載されている設備のことを指しており、それ以外の設備や機器は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
235	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務 (1) 本施設（管理棟を除く）の補修・更新等	「本施設(管理棟を除く)」とありますが、渡り廊下は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
236	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務 (1) 本施設（管理棟を除く）の補修・更新等	「本施設(管理棟を除く)」とありますが、建築物（内装含む）、空調・給排水設備、照明及び電気設備、消防設備等が該当するものと推察されますが、管理棟及び付帯設備の全てが補修・更新等の対象外との理解でよろしいでしょうか。	No. 234をご参照ください。事業実施区域内にある、電灯、電動式門扉、フェンスなどの付帯設備については事業者の所掌とします。
237	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務 (2) 清掃管理(管理棟を除く事業実施区域)	「清掃管理(管理棟を除く)」とありますが、渡り廊下は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
238	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務 (4) 巡回等（管理棟除く事業実施区域）	巡回等（管理棟除く）とありますが、渡り廊下は事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
239	要求水準書	152	第5_1_1_1.2 維持管理業務 (6) 広域・相互支援等への協力	「広域・相互支援等への協力」とありますが、具体的な内容をご教示願います。	他自治体等と相互にごみ処理要請への協力等を想定しています。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
240	要求水準書	154	第5_1_5_5.7 本施設を施設運営するための人員等の選任及び配置	「全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転管理実績を有する第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の有資格者および第2種以上の電気主任技術者の有資格者を常時配置すること。」とあります。昨今の人手不足や東日本大震災以降の発電事業者の増加により、主任技術者の確保は全国的に困難な状況にあります。以上より、上記主任技術者の「全連続式ストーカ炉方式で、蒸気タービン式発電設備を有する施設において運転実績を有する」要件を緩和いただけないでしょうか。両主任技術者の要件緩和が困難な場合は、特に配置が困難である電気主任技術者の要件のみを緩和いただけないでしょうか。	No. 214をご参照ください。
241	要求水準書	156	第5_1_6_6.5 その他の場合における性能未達	長期の施設停止による処理に係る費用及び売電減収分の補てん費用は事業者の負担とありますが、停止期間中もしくは停止期間後（復旧後）に施設停止が事業者へ帰責しない事が判明した場合、各種補てん費用についてはご協議いただけると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
242	要求水準書	157	第5_1_8. 市によるモニタリングの実施 (3) 周辺環境のモニタリング	周辺環境のモニタリングについて、「市は、事業者とは別途に周辺環境のモニタリングを実施するが、事業者は実施に当たって全面的に協力すること」とありますが、周辺環境のモニタリングに係る費用は、貴市の所掌という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
243	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	「搬入時間は以下に示す時間を条件とし、必要に応じて搬入時間の延長を行うこと。」とあります。既設工場における受入時間の延長実績が添付44の78頁以降の実績（年末及び大型連休明け）以外でありましたらご教示いただけないでしょうか。	一般持込及び許可車両は、添付44の78頁以降の「※」のとおり16時以降の入場は受付けておりませんが、繁忙期等で清算の終了時刻が16時以降になる場合があります。清算時刻が16時以降となる実績は添付44を参照ください。委託車両については16時以降の入場を受付けており、資料を提示します。
244	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	搬入車両を計量～退場まで自動で誘導できるシステムを導入することを条件に、委託業者・許可業者のみ来場する午前7時30分～9時の時間帯の計量棟・プラットフォーム対応を無人とする提案をお認めいただけないでしょうか。	9時以前に来場した一般持込車両等への対応方法を示すことで、事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
245	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	「さらに、毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした処理手数料の請求書作成等の事務も行うこと。」とありますが、運営事業者の業務範囲は請求書作成までであり、その後の作業（発送等）は貴市の所掌と理解してよろしいでしょうか。また、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.367の通り、請求書の毎月の想定枚数は25枚程度との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
246	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	「さらに、毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした処理手数料の請求書作成等の事務も行うこと。」とあります。請求書作成に関する業務負荷を検討するため、請求書の毎月の想定作成枚数をご教示ください。また、貴市からご提供いただいたフォーマットにもとづき請求書を作成するまでが事業者の業務所掌であり、請求書の封入や委託業者・許可業者への郵送などの作業は貴市が実施するものと考えて宜しいでしょうか。	No. 245をご参照ください。
247	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	委託業者、一般持込の搬入時間は「年末年始等を除く」とありますが、既設工場と同様、12月31日から1月3日は委託業者と一般持込の搬入はないものと考えて宜しいでしょうか。また、許可業者の搬入時間は「年始等を除く」とありますが、許可業者は12月31日は搬入があり、1月1日から1月3日は搬入がないものと考えて宜しいでしょうか。	12月31日から1月3日は委託業者と一般持込の搬入はありません。 許可業者は12月31日は搬入があり、1月1日から1月3日は搬入はありません。
248	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (1) 搬入時間	委託業者、許可業者、一般持込の搬入曜日は月～土曜とあります。一方、貴市のHPによると既設工場においては、一般持込は祝日の搬入は実施されておりません。新施設においても、既設工場と同様に月～土曜日で祝日に該当する日は一般持込は実施しないものと考えて宜しいでしょうか。また、許可業者、委託業者についても同様に祝日搬入はないものと考えて宜しいでしょうか。	祝日は委託業者及び許可業者は搬入がありますが、一般持込の搬入は事業者の提案とします。
249	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (2) プラットホーム内の業務	「廃家電製品の選別・保管」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.372にて「家電4品目、電気コード等を分別し、一時保管してください」とされています。家電4品目及び電気コード類の貯留・搬出方法および搬出量をご教示願います。	資料を提示します。
250	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (3) 市民搬入場内の業務	一般持込車の荷降ろしは、原則、持込者が実施する認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
251	要求水準書	158	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (3) 市民搬入場内の業務	持込禁止物が発見された場合、持込者に持ち帰りを依頼いたしますが、一般持込者が応じていただけない場合、必要に応じて貴市にてご指導頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
252	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	処理手数料徴収は事業者の所掌となっておりますが、既設と同様に、可燃ごみ・不燃ごみの料金に差はなく、ごみ種ごとの重量の測定は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
253	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「一般持込車等より、市に代わり市が定める処理手数料（キャッシュレス対応含む）を徴収し…」とありますが、貴市が手配されるキャッシュレス端末の型式は（形式については事業者から要望とさせていただける理解で宜しいでしょうか。）自動精算機に組み込み可能な無線接続のモバイル型と考えて宜しいでしょうか。 また、キャッシュレス端末の台数については事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	キャッシュレス端末の仕様及び台数は事業者の提案としますが、条件により異なるため、詳細については協議とします。
254	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「徴収した処理手数料は市が定める金融機関へ納入すること」とありますが、納入の際に振込手数料を要する場合には、貴市にてご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市が定める金融機関へ直接納入することで振込手数料は発生しないものと想定しております。事業者の提案により振込手数料が発生する場合は事業者負担とします。
255	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「徴収した処理手数料は、市が定める金融機関へ納入すること。」とありますが、金融機関への納入の頻度をご教示ください。	事業者による提案を可とします。
256	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	計量窓口での料金徴収以外の業務、特に未払い者への督促、後納制利用者への料金請求等については、貴市にてご対応頂けると理解してよろしいでしょうか。 (運営事業者には市民や収集運搬業者に対する行政的な強制力・権限がなく、未徴収料金の督促等を運営事業者が強制的に行うことは困難であることより、当該業務については行政的な権限を有する貴市にてご対応いただきたいと思いますと考えています。)	ご認識のとおりです。
257	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「キャッシュレス端末の手配及びキャッシュレスシステム利用に係る手数料は市が負担する」とありますが、貴市が手配されるキャッシュレス端末の型式は自動精算機に組み込み可能な無線接続のモバイル型という理解でよろしいでしょうか。あるいは、対面での対応が必要な型式でしょうか。	条件により異なるため、詳細は協議とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
258	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (5) 処理手数料徴収	「キャッシュレス端末の手配及びキャッシュレスシステム利用に係る手数料は市が負担する」とありますが、キャッシュレス端末の維持管理及び不具合発生時の対応は、貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
259	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8) 一般持込ごみの受入・対応	一般持込ごみの受付・対応について、「敷地外まで車両の渋滞が発生しないように予約管理を行うこと。」とありますが、渋滞発生を防止するため、予約システム上で曜日や時間帯ごとに事業者側で予約台数の制限を設定してもよろしいでしょうか。	過去の実績に対応できる設定としたうえで、予約台数の制限を設けることは可とします。
260	要求水準書	159	第5_2_2_2.1 受入れ・供給設備の運転管理 (8) 一般持込ごみの受入・対応	事業者で対応する一般ごみ受付時のごみの予約システムについて、以下ご教示ください。 ・「ごみの予約システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、一般持込は事前予約者のみ受け入れるものと考えて宜しいでしょうか。 ・事前予約者のみ受け入れる場合、予約システム上で管理する住民情報は、既設工場と同様「氏名、住所、電話番号、ごみ種」と考えて宜しいでしょうか。 ・既設工場で一般持込ごみを受け付けする際に実施している身分証の確認は、新施設でも引き続き実施するものと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
261	要求水準書	161	第5_2_2_2.7 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理 (2)	リチウムイオン・スプレー缶の保管／搬出要領（保管時の水没や絶縁の有無や出荷先とその割合）についてご教示ください。また、JBRCへの出荷が不能な破損したリチウムイオンについて、作業員による作業内容とプラント内部での処理についてもご教示いただけますでしょうか。	リチウムイオン電池処理は、現在JBRCへ搬出していますので「JBRC小型充電式電池安全回収のハンドブック」を参照ください。 破損したリチウムイオン電池は、焼却処理または破砕処理を行うとともに外部搬出先が確保できた時は搬出を想定しています。 スプレー缶については内容物を屋外にて安全に排出した後、破砕処理をすることを想定しています。
262	要求水準書	162	第5_2_3_3.2 電力供給等	施設運営後において「売電に伴う手続きは市が実施し、売電収入は、原則として市の収入として取り扱う」（162頁）とあり、また試運転時においても「試運転期間中の余剰電力の売電等の有効利用による収入及び有価物の売却益は市に帰属する」（10頁）とあります。 売電に必要なアンシラリー料金については、施設運営後および試運転時ともに貴市にてご負担いただけると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
263	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	「事業者は～法・条例等で規定されている計測項目及び以下の計測項目を参考に、計測管理すること。」とありますが、計測項目および頻度については、表40 計測管理項目（参考）に記載されている内容を参考とし、関係法令を遵守することを前提に、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	関係法令に加え自主基準を設定している項目があるため、表40（計測管理項目）の内容のほか、第7章6. 環境保全に係る計画主要項目などを参考として、事業者による提案を可とします。
264	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	表40に計測管理項目をご提示されており、「事業者は～法・条例等で規定されている計測項目及び以下の計測項目を参考に、計測管理すること。」とあります。計測項目および頻度については、本表に記載されている内容を参考にして、法令を遵守することを前提に事業者で提案するとの認識で宜しいでしょうか。	No263をご参照ください。
265	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	運転管理時の計測管理項目として「表40計測管理項目（参考）」に排水水質が指定されており、計測管理する排水水質項目として、P30「表17 排水基準（健康項目）」とP31「表18排水基準（環境項目）」に示されている項目が該当するものと推察します。 一方、「表18排水基準（環境項目）」において「※この表に掲げる排水基準は1日当たりの平均的な排出水の量が30m3以上500m3未満である工場又は事業場に係る排水について適用する。」と記載されています。つきましては1日当たりの平均的な排出水の量が30m3未満の場合は「表18排水基準（環境項目）」に示される項目の計測管理は不要と考えて宜しいでしょうか。	No46をご参照ください。
266	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	運転管理時の計測管理項目として「表40計測管理項目（参考）」に排水水質が指定されており、計測管理する排水水質項目として、P30「表17排水基準（健康項目）」とP31「表18排水基準（環境項目）」に示されている項目が該当するものと推察します。 一方、「表18排水基準（環境項目）」において「※化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制は1日当たりの平均的な排出水の量が50m3以上である事業場に適用される。」と記載されています。つきましては1日当たりの平均的な排出水の量が50m3未満の場合、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量の計測管理は不要と考えて宜しいでしょうか。	No. 46をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
267	要求水準書	163	第5_2_5. 運転管理時の計測管理	運転管理時の計測管理項目として「表 40 計測管理項目（参考）」の「焼却残渣」「不燃残さ」の測定項目に「放射性物質」が明記されています。測定対象となる放射性物質は、環境省の放射能濃度等測定方法ガイドラインのP60「燃え殻、ばいじん、排水汚泥、熔融スラグ、熔融飛灰中の放射能濃度測定記録（様式の例）」や弊社の測定実績にもとづき「ヨウ素131」、「セシウム134」、「セシウム137」と考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
268	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(1)	小動物火葬棟内の業務について、「予約受付システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.391の通り、貴市が実施する自宅からの引取りについては、予約受付システムの対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
269	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(1)	「予約受付システムを整備し、インターネット・電話等による事前予約の受付を実施すること。」とありますが、システムを検討するにあたり、以下についてご教示ください。 ・本システムによる予約対象者はペットを本施設へ持ち込む方を対象とし、貴市が自宅に伺ってペットを預かる場合は予約対象外と考えて宜しいでしょうか。 ・自宅に伺ってペットを預かる際も本システムで予約受付することを想定されている場合、本システムで受け付けたペットの引取依頼を貴市に連絡するまでが事業者の所掌範囲と考えて宜しいでしょうか。	市が自宅まで収集する場合は予約対象外とします。
270	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(4)	「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。収骨は利用者が行うことを基本とするが、利用者の希望に応じて収骨の手伝いを行うこと。」とありますが、御骨上げ箸や骨壺は貴市もしくは利用者が用意する認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
271	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務(4)	「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。収骨は利用者が行うことを基本とするが、利用者の希望に応じて収骨の手伝いを行うこと。」とありますが、事業概要説明書等に対する意見・質問書への回答No.393の通り、収骨に関する骨壺等は利用者が自ら用意するという理解でよろしいでしょうか。	No. 270をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
272	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務 (4)	「火葬終了後、事業者にて整骨を実施すること。収骨は利用者が行うことを基本とするが、利用者の希望に応じて収骨の手伝いを行うこと。」とありますが、1日あたりの最大収骨件数の実績をご教示いただけますでしょうか。	最大収骨実績は1日3件です。
273	要求水準書	165	第5_2_6. 小動物火葬棟内の業務 (5)	「返骨しない遺骨は、一時保管し、市へ引き渡すこと」とあります。一時保管の期間と引き渡す荷姿の想定(ビニール袋等)をご教示ください。	一時保管期間は約2週間とし、荷姿はビニール袋としてください。
274	要求水準書	165	第5_2_7. 光化学オキシダントによる運転管理	「ばい煙等削除現象措置の要請があり」とありますが、例年の要請日数をご教示願います。	資料を提示します。
275	要求水準書	167	第5_3_2. 清掃管理	「管理棟の市職員執務室を除く事業実施区域における清掃管理を行うものとする。」とありますが、「第5編 第1章 施設運営業務に関する基本的事項 1.2維持管理業務(2)」においては「(2)清掃管理(管理棟を除く事業実施区域)」となっていることから、管理棟を除く事業実施区域において清掃管理を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
276	要求水準書	167	第5_3_4. 巡回等	「事業実施区域における巡回・防犯及び車両誘導等を行うものとする。」とありますが、「第5編 第1章 施設運営業務に関する基本的事項 1.2維持管理業務(4)」においては「(4)巡回等(管理棟を除く事業実施区域)」となっていることから、管理棟を除く事業実施区域において巡回等を行うものと理解してよろしいでしょうか。	No. 275をご参照ください。
277	要求水準書	167	第 5_3_5_5.1 見学者対応	見学者対応は、既設工場と同様に年末年始等を除く平日の9時から12時、1日1組までと考えて宜しいでしょうか。	1日2組(午前午後各1組)以上の見学者対応をしてください。
278	要求水準書	167	第 5_3_5_5.1 見学者対応	見学予約は事業者の所掌と考えて宜しいでしょうか。事業者所掌の場合、見学予約方法は事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	事業者の所掌とし、予約方法は電話による受付を必須としたうえで、事業者による提案とします。
279	要求水準書	169	第5_3_7_7.4 防災管理 (1) 防災管理	「事業者は市が実施する訓練等に参加、協力すること。」とありますが、実施される訓練内容と頻度をご教示願います。	資料を提示します。
280	要求水準書	—	重機、車両の調達について	構内限定で使用する重機(フォークリフト等)、搬送車両(トラック等)が事業者範囲であるかをご教示ください。事業者範囲である場合、建設時に市様に製品として納入するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
281	参考資料	—	添付6 地下構造物位置図	添付6 地下構造物位置図について、文字が不鮮明で読み取れない部分があります。鮮明な資料をご貸与頂く、または原本を閲覧させて頂くことは可能でしょうか。	用意できるものについては、提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
282	参考資料	－	添付6 地下構造物位置図	添付6_地下構造物位置図において、フーチング等のサイズ、高さを検討できる図面資料をご貸与頂くことは可能でしょうか。	用意できるものについては、提示します。
283	参考資料	－	添付8 特別高圧受電引込経路（案）	新設屋外開閉所から新設特別高圧受変電所間の特高ケーブルの敷設所掌は、本工事も掌と考えると良いでしょうか。また、地中埋設管路の仕様については事業者にて提案できるものとの理解で宜しいでしょうか。	新設屋外開閉所の一次側空配管、屋外開閉所以降の二次側は事業者の所掌と想定しており、詳細は協議の上、決定とします。地中埋設管路の仕様については電力会社との協議によって決めるものとなりますので、電力会社のHPに掲載されている「系統連系に係る設備設計について<発電設備（特別高圧）>などをご参照の上、提案を可とします。
284	参考資料	－	添付9 既設埋設配管図面 工水・上水の引き込み図	外部余熱利用施設への上水引き込み図が添付されていますが、引き込みルートが新設工場棟に干渉する場合、クリーンスパ市川への上水配管の盛替えを見込むものとの理解でよろしいでしょうか。	外部余熱利用施設への上水の供給は不要ですので撤去とします。
285	参考資料	－	添付14 外部余熱利用施設営業カレンダー	休館日が示されていますが、新施設稼働後においても同程度の休館日が発生し、休館日には熱供給は不要と考えるとよろしいでしょうか。特に10月には11日間の長期連続休館日が設定されていますが、新施設稼働後においても同様の長期連続休館日が設定されるものと考えてよろしいでしょうか。	10月の連続休館日はクリーンセンターの全停電作業によって高温水供給が停止する期間になります。今後も同様の作業による休館日が発生すると想定していますが、20年の運営で状況に応じた対応ができるよう、予備ボイラにより熱供給可能日数を増やせるよう計画してください。
286	参考資料	－	添付20 高規格堤防検討資料 10. 施工計画	添付20_高規格堤防検討資料に、工期、ステップ図等の記載がありますが、当該計画はあくまで参考資料であり、事業者計画による変更が可能と考えると宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
287	参考資料	－	添付20 高規格堤防検討資料 10. 施工計画 10.1 施工条件	表10.1施工条件一覧内の工程上の条件によると、「次期クリーンセンター構築後、次期クリーンセンターの構造に影響のない時期より高規格堤防の端部処理として地盤改良、端部擁壁設置、盛土の順となる。」とありますが、高規格堤防工事の施工時期については、事業者提案とすることも可能と考えるとよろしいでしょうか。	No. 286をご参照ください。
288	参考資料	－	添付21 高規格堤防図面一式	詳細検討のため、CAD図をご提供頂けますでしょうか。	CAD図面を提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
289	参考資料	—	添付21 高規格堤防図面一式	図面内に高規格堤防の30Hラインが記載されていますが、敷地造成工事や既設工作物撤去工事の際に事業用地中央（既設テニスコート北側）付近の盛土範囲を撤去し、YP+3.40m程度でフラットに整地した場合に高規格堤防の30Hラインの位置が変更になることが想定されますが、その場合は、高規格堤防本体の再設計が必要になりますでしょうか。また、再設計が発生する場合は、事業者ではなく、国交省で実施されるという理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、原則は事業者の提案を踏まえて国土交通省が修正設計を行います。事業者が提案の一環として修正設計を行った場合については、国土交通省で照査を行い必要に応じて修正設計を行います。
290	参考資料	—	添付26 現施設図面（管理棟）	詳細検討のため、管理棟の立面図及び断面図のCAD図をご提供頂けますでしょうか。	CAD図面を提示します。
291	参考資料	—	添付30 管理棟改修概要図	管理棟正面玄関のキャノピーについて、工事期間中撤去、竣工時に復旧とする工事計画を提案することは可能でしょうか。	事業者による提案を可とします。
292	参考資料	—	添付30 管理棟改修概要図 2階平面図（改修概要図）	会議室（A）の用途は、基本的に見学者への説明等で使用するものであり、貴市職員の会議等での使用は想定しないものとしてよろしいでしょうか。	見学者が利用していない時は市職員が利用することも想定しております。
293	参考資料	—	添付30 管理棟改修概要図 添付31 管理棟改修工事（建築図）	管理棟改修計画を行うにあたり、防火区画は既存不適格緩和対象外になります。計画に必要となるため、防火区画図をご提示願います。	資料を提示します。
294	参考資料	—	添付31 管理棟改修工事（建築図）	既存管理棟図面にて、便所や湯沸室まわりにコンクリートブロック壁があると見受けられますが、全て構造的な支障はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
295	参考資料	—	添付31 管理棟改修工事（建築図）	既設管理棟GL+0mはY.P.+4.6mに相当すると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
296	参考資料	—	添付31 管理棟改修工事（建築図） 添付32 管理棟改修工事（電気設備図） 添付33 管理棟改修工事（機械設備図）	管理棟改修図面の積算内訳等がありましたらご提示願います。	提示する予定はありません。
297	参考資料	—	添付35 管理棟アスベスト含有図・数量集計表	管理棟アスベスト含有図・数量集計表に記載されている以外にアスベストが発見された場合、工事費の清算について別途協議していただけたらと考えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
298	参考資料	－	添付44 搬入出実績	<p>2021年～2023年における各ごみ種の搬入量及び搬入台数等をお示し頂いておりますが、下記についてご教示願います。</p> <p>①「処理不適物等搬出実績」について、令和5年度におけるマットレスの搬出量及び搬入回数が令和3年度・令和4年度と比較して増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>②各ごみの搬入量について、新型コロナウイルス感染症流行前(2019年以前)も同様の搬入量であったと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症流行前(2019年以前)の実績がございましたらご提示願います。</p> <p>(添付44 搬入出実績 資源ごみ中間処理後の不燃残さ搬入実績、処理不適物等搬出実績及び添付45_小動物火葬実績も同様)</p>	<p>① 増加している理由は不明ですが感染症の影響も考えられます。</p> <p>② 感染症流行によりごみ量は増加しましたがその後減少傾向となっています。</p> <p>③ 2019年以前のごみ種ごとの搬入量及び搬入台数等は現在と諸条件が異なりますので、公表されている資料をご利用ください。(2019年度以降、本市ではコロナ禍に対応するための可燃ごみ収集を臨時的に2回から3回へ変更を行ったほか、剪定枝資源化、小型充電式電池の分別等新たな施策に取り組んでおります。)</p>
299	参考資料	－	添付44 搬入出実績	<p>スプリングマットレス搬出荷姿(ポケットコイルの取り外し状況)をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、家電類の電池抜き取り等、搬出荷姿とすべく作業が行っている作業労務数・または作業員人数をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>ポケットコイルの取り外し作業は不要です。搬出時は10枚ごとにパレット上に10枚程度重ね、荷締めベルトまたはPPバンドにて固定とします。</p> <p>電池抜き取り作業員は2名体制で分別、分解、絶縁処理、ペール缶詰め作業を行っております。</p>
300	参考資料	－	添付44 搬入出実績	<p>ごみ種ごとの搬入月報をご提示いただきましたが、ごみビット貯留計画にもとづく施設の操業計画を立案するために、過去3年間分程度の1日あたりのごみ搬入量実績値をご教示ください。</p>	<p>資料を提示します。</p>
301	参考資料	－	添付44 搬入出実績	<p>車両での持込に対する搬入実績をご提示いただきましたが、受入業務の業務負荷を検討するために、徒歩と自転車による搬入実績をご教示ください。</p>	<p>提示できるデータはありません。1日1件程度を想定してください。</p>
302	参考資料	－	添付44 搬入出実績	<p>混雑日の1時間当たりの実績をご提示いただきましたが、繁忙期における人員計画を検討するために、過去3年間分程度の各搬入車両種の1日当たりの搬入台数実績値をご教示ください。</p>	<p>No. 300をご参照ください。</p>
303	参考資料	－	添付44 搬入出実績 ごみ搬入月報	<p>大型ごみ搬入量について、可燃系・不燃系の内訳データがありましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>資料を提示します。</p>

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
304	参考資料	－	添付44 搬入出実績 ごみ搬入月報【2022年08月】	官公庁による布類の持込が月最大7,650kg(2022年8月)あるようですが、次期クリーンセンターにおける受入・貯留・処理方法は以下の認識でよろしいでしょうか。 ①受入場所：プラットホーム ②搬入車両：パッカー車、ダンプ車(2～4t) ③貯留場所：ごみピット ④処理方法：焼却処理	ご認識のとおりです。
305	参考資料	－	添付44 搬入出実績 資源ごみ中間処理後の不燃残さ搬入実績	資源ごみ中間処理後の不燃残さ搬入実績をお示し頂いておりましたが、下記についてご教示願います。 ①月変動は少なく毎月平均的に搬入されると理解してよろしいでしょうか。 ②各月における搬入量や回数等がございましたらご提示願います。	資料を提示します。
306	参考資料	－	添付44 搬入出実績 処理不適合物等搬出実績	蛍光管の搬出量は「割れていない蛍光管」と「割れた蛍光管」の合計という理解でよろしいでしょうか。またその場合、「割れていない蛍光管」と「割れた蛍光管」の重量内訳をご教示願います。	搬出量についてはご認識のとおりです。内訳については資料を提示します。
307	参考資料	－	添付44 搬入出実績 処理不適合物等搬出実績	処理不適合物搬出実績の中に「事業系ビン」というものがありますが、以下についてご教示願います。 ①搬入車両諸元、荷姿 ②荷下ろし場所：屋外でよろしいでしょうか。 ③荷下ろし・8㎡コンテナへの積込作業：どちらも搬入者が実施するのでしょうか。 ④その他作業：選別等の作業はなく、貯留のみとの理解で良いでしょうか。 ⑤8㎡コンテナの設置場所：屋外でもよろしいでしょうか。 ⑥搬入量：搬入実績と搬出実績で重量が異なりますが、搬出実績を正と考えてよろしいでしょうか。	① 脱着式コンテナ車(8㎡) ② お見込のとおりです。 ③ 荷下ろしは搬入者、積込作業は事業者の実施を想定しています。 ④ お見込みのとおりです。 ⑤ お見込みのとおりです。 ⑥ お見込みのとおりです。
308	参考資料	－	添付44 搬入出実績 年末及びGWの混雑日(直近3例ずつ)の1時間あたりの実績	ごみの種類ごと(可燃・不燃・大型・脱水汚泥)の車両台数実績が記載されておりますが、有害ごみや剪定枝等その他のごみ持込車両や、複数種類のごみを混載した車両の台数についても、可燃・不燃・大型のいずれかに含んでいると理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
309	参考資料	－	添付45 小動物火葬実績	月別小動物焼却処理状況についてご提示いただいておりますが、適切な処理能力と運転計画を検討する為、以下1日当たりの処理状況についてもご教示ください。 ・遺骨返骨あり(単体処理)の場合の1日あたりの運転時間及び処理数(最大・平均) ・遺骨返骨なし(複数処理)の場合の1日あたりの運転時間及び処理数(最大・平均)	返骨をする場合の運転時間は約1時間です。処理数は最大、平均共に3体です。 返骨をしない場合の運転時間は約1時間です。処理数は平均で9体です。
310	参考資料	－	添付45 小動物火葬実績	小動物の焼却実績について、小動物の最大寸法・平均寸法(縦横長さ)についてもご教示いただけますでしょうか。	No. 110をご参照ください。
311	参考資料	－	添付45 小動物火葬実績 令和3年度 月別小動物焼却処理実績	センター持込分に「有料」及び「無料」とありますが、「無料」についてはロードキルのような動物や飼い主不明の動物が対象であり、収骨不要の動物が対象という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
312	参考資料	－	添付47_見学者受入れ実績	3年の見学者受入れ実績をご提示頂いておりますが、現施設では視察・小学校・一般の団体見学者のみを対象としていると思料致します。本施設においても見学者は事前予約者のみであり、未予約の自由見学は想定されていないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
313	参考資料	－	添付47_見学者受入れ実績	月ごとの見学者団体数と人数をご提示いただいておりますが、見学者対応業務の負荷を検討するため、1回あたりの最大受入人数の実績をご提示いただけますようお願いいたします。また、見学者スペースの想定人数をご教授ください。	資料を提示します。
314	参考資料	－	添付49 外部手選別作業所写真	「不燃ごみ選別ヤード」とありますが、現施設では不燃ごみ全量を施設外の周辺敷地で一旦受け入れ、選別を実施しているという理解でよろしいでしょうか。 また、有害ごみについても本ヤードで受け入れ・選別していると理解してよろしいでしょうか。	現施設では不燃ごみおよび有害ごみは全量を外部敷地で受け入れ、選別後に現施設へ搬入をしております。 次期クリーンセンターでは外部敷地での作業は一切行わないため、事業計画敷地内で同様の選別作業を実施してください。
315	参考資料	－	添付49 外部手選別作業所写真	外部手選別作業所における作業員の人数・それぞれの作業員の業務内容についてご教示願います。	資料を提示します。
316	落札者決定基準	7	4_1) 提案審査における評価の詳細及び点数化の方法	「標準点は、基礎審査を通過した者に付与される点数である。」とありますが、基礎審査を通過した事業者には一律100点が付与されるという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
317	落札者決定基準	7	4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点 表3 提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点 (1) 年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	「発電効率・エネルギー回収率について算定式等を含めて提案すること」とありますが、算定式については評価基準の統一のため「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」(令和3年4月改訂)に基づき算出することとしていただけませんか。	「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」(令和3年4月改訂)に基づき算出することとします。
318	落札者決定基準	8	4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点 表3 提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点 (9) 21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策	40年間の維持管理計画の検討にあたり、参考までに現施設の過去に実施した基幹改良の内容をご教示願います。	資料を提示します。
319	落札者決定基準	8	4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点 表3 提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点 (10) 基準ごみトンあたりの主灰、飛灰の発生量	「基準ごみ t あたりの主灰発生量」は、湿灰かつ落じん灰を含めた発生量を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
320	落札者決定基準	8	4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点 表3 提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点 (13) 魅力ある外観及び煙突のデザイン	2案のデザインを提出することとなっていますが、貴市が2案のデザインを比較し、評価が高い案のみが評価対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
321	基本協定書(案)	8	第16条(事業契約の締結) 第8項	「施設整備請負契約において負担する」とありますが、「運営業務委託契約において負担する」の誤記でしょうか。	「施設運営企業は連帯して施設運営業務の実施にあたるものとし、市に対し運営業務委託契約において負担する一切の債務を…」を正とします。
322	基本契約書(案)	6	第12条(代表企業の役割等) 第9項	本条文は、債務の保証についての文言であるので、本項は主たる債務が代表企業自身にある場合の、その債務の履行について論じたものであるとの理解でよろしいでしょうか。	代表企業は主たる債務が代表企業自身に無い場合も責任を負うこととなります。
323	施設整備請負契約書(案)	1	第4条(規定の適用関係)	「基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。」とありますが、公告文、入札説明書、入札説明書等に対する質問回答も適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
324	施設整備請負契約書 (案)	1	第4条 (規定の適用関係)	「基本契約、施設整備請負契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。」とありますが、公告文、入札説明書の優先順についてご提示願います。	基本契約、施設整備請負契約、入札説明書等に対する質問回答、要求水準書、入札説明書、公告文、事業者提案の順に優先して適用されるものとします。
325	施設整備請負契約書 (案)	4	第10条 (施設整備企業の責任) 第2項	「施設整備企業は、要求水準書等に規定された性能保証事項を満足することを保証し、性能が満足しない場合の責任については入札説明書及び要求水準書に従うものとする。」とありますが、性能保証期間について明示されておりません。性能保証期間については、「要求水準書 第6章 契約不適合責任」に記載されている期間と同一との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
326	施設整備請負契約書 (案)	11	第26条 (現場代理人等) 第1項	現場代理人の配置について、プラント工事着手前までは建築物の建設を実施する企業から選任し、プラント工事着手後はプラントの設計及び建設を実施する企業から選任することでよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
327	運營業務委託契約書 (案)	1	第4条 (規定の適用関係) 第1項	「基本契約、運營業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。」とありますが、公告文、入札説明書、入札説明書等に対する質問回答も適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
328	運營業務委託契約書 (案)	1	第4条 (規定の適用関係) 第2項	「基本契約、運營業務委託契約、要求水準書、事業者提案の順に優先して適用されるものとする。」とありますが、公告文、入札説明書の優先順についてご提示願います。	基本契約、運營業務委託契約、入札説明書等に対する質問回答、要求水準書、入札説明書、公告文、事業者提案の順に優先して適用されるものとします。
329	運營業務委託契約書 (案)	23	第60条 (主灰及び飛灰の取り扱い) 第5項	「運営事業者は、処理対象物1トン当たりの主灰及び飛灰の発生量が事業者提案に示された値を超過するときは、当該超過に係る主灰及び飛灰の処理・処分費(搬出先への運搬費及び処理・処分に要する費用をいう。以下同じ。)を負担する」とありますが、参考まで、現状の主灰及び飛灰の処理・処分費をご教示願います。	資料を提示します。
330	運營業務委託契約書 (案)	25	第64条 (熱供給等)	「市川市次期クリーンセンターを運転することにより発生する低圧蒸気等を市川市次期クリーンセンター及び外部余熱利用施設で利用するほか、特定供給先に供給する。」とありますが、特定供給先への熱供給条件(用途、場所、熱量、温度等)について、既に想定されているようでしたらご教示願います。	現時点で想定はありませんが、供給が必要となった場合に対応ができるよう予備スペースを確保してください。
331	運營業務委託契約書 (案)	25	第64条 (熱供給等) 第2項	「年間総供給量が事業者提案に示された供給量を5パーセントを超えて下回る場合」とありますが、外部余熱利用施設側の都合で送熱量が事業者想定値以下となっている分は免除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
332	運營業務委託契約書(案)	43	別紙4 処理手数料の徴収にかかる特記事項(第49条関係)	搬入時に支払われる手数料の徴収事務のみとの理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理手数料および小動物火葬手数料の徴収事務です。
333	運營業務委託契約書(案)	46	別紙6 施設運営費の見直し(第72条関係) 1 物価変動等の指標 表1 物価変動等の指標	「4 例外的な見直し方法の採用」において「見直し方法が適当でないと市及び運営事業者が認めた費目については、市と運営事業者が協議の上で別途見直し方法を定める」とありますが、物価変動等の指標について、必要に応じて契約協議の段階で協議いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	原則として運營業務委託契約書(案)に記載している指標とします。ただし、合理的な説明がある場合には協議とします。
334	運營業務委託契約書(案)	46	別紙6 施設運営費の見直し(第72条関係) 1 物価変動等の指標 表1 物価変動等の指標	人件費の指標につきまして、「名目賃金指数」と「実質賃金指数」がありますが、「名目賃金指数」という理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
335	運營業務委託契約書(案)	47	別紙6 施設運営費の見直し(第72条関係) 5 許容割合の設定	「±3パーセント以内」とありますが、事業者の負担を考慮し、県内他自治体の一般廃棄物処理施設整備・運営事業で採用されている許容割合等として「±1.5パーセント以内」程度への変更についてご検討いただけないでしょうか。	原文のままとします。
336	運營業務委託契約書(案)	47	別紙6 施設運営費の見直し(第72条関係) 5 許容割合の設定	「1及び2による見直しによる施設運営費と前回見直し時の施設運営費との差額が後者の±3パーセント以内にある場合は、影響が軽微であるとして施設運営費の見直しは行わない」とあります。物価変動は適宜、毎年度の委託費に反映させることが望ましいと考えますが、±3パーセントの場合毎年度の改定に反映出来ない可能性があることから、許容割合を±1.5パーセント以内とさせていただけないでしょうか。	No. 335をご参照ください。
337	提出書類の記載要領	4	5_(5)_⑥ 基礎審査資料(様式17)	I-1-1~I-1-5を含む「I-1」の項目名、II-4-1~II-4-5を含む「II-4」の項目名がございましたら、ご教示いただけないでしょうか。	特にありませんので、必要に応じて記載してください。
338	提出書類の記載要領	4	5_(5) 入札書及び事業者提案書 ⑥ 基礎審査資料(様式17) I 施設整備性能基準に関する様式	I-1-3 日影図において、「当該敷地の日影時間の制限を満たしていることを示すこと」とありますが、本施設は市街地調整区域内のため、日影規制については市の条例によるものと考えます。日影図を作成するにあたり、当該地の日影規制値をご教示願います。	No. 382のとおり、本事業は都市計画法の許可が不要となる為、日影規制については法定の規制はありませんが、準工業地域・第2種高度地区の基準を満たすよう計画してください。 規制値につきましては、千葉県の「建築基準法施行条例」をご確認ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
339	提出書類の記載要領	6	5_(5) 入札書及び事業者提案書 ⑥ 基礎審査資料 (様式17) I 施設整備性能基準に関する様式	I-11 余熱利用計画において、「エネルギー効率、光熱費に関する数値について月別、期間別での計算値を記載すること」とありますが、一方で「高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの3つのごみ質について、外気温7℃、17℃、27℃における、年間の発電効率、熱利用率、エネルギー回収率、物質・用役・熱収支計算書について記載すること」とあり、様式17においても同様の算定条件が記載されています。つきましては、「高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの3つのごみ質について、外気温7℃、17℃、27℃における、年間の発電効率、熱利用率、エネルギー回収率、物質・用役・熱収支計算書」において、「エネルギー効率、光熱費に関する数値」を記載すると理解してよろしいでしょうか。また、月別、期間別とは、夏季、春秋、冬季という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
340	提出書類の記載要領	6	5_(5) 入札書及び事業者提案書 ⑥ 基礎審査資料 (様式17) I 施設整備性能基準に関する様式	I-11 余熱利用計画において、「高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの3つのごみ質について、外気温7℃、17℃、27℃における、年間の発電効率、熱利用率、エネルギー回収率、物質・用役・熱収支計算書」とありますが、様式17に「1炉、2炉、3炉での100%負荷運転（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）及び年間稼働計画を踏まえた運転条件（基準ごみ）で設定する」とあります。1炉、2炉、3炉での100%負荷運転（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）については、年間の物質・熱収支計算書を提示し、年間稼働計画を踏まえた運転条件（基準ごみ）については、年間の発電効率、熱利用率、エネルギー回収率、物質・用役・熱収支計算書を提示するという理解でよろしいでしょうか。	1炉、2炉、3炉での100%負荷運転（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）については、ご認識のとおりです。年間稼働計画を踏まえた運転条件（基準ごみ）については、夏季、春秋、冬季の期間を踏まえて提示してください。
341	提出書類の記載要領	7	5_(5) 入札書及び事業者提案書 ⑦ 提案審査資料 (様式18)	P-2 5-(1)-③に「...や補足資料に関する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には...」との記載がございます。一方、様式18において各項目毎のA4版枚数が指定されております。様式18についてはA4版ご指定枚数とは別に添付資料の提出は認められないという理解で宜しいでしょうか。添付図書の提出が認められる場合、非価格要素の審査対象には、添付資料は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	添付資料も提出願います。なお、添付資料は非価格要素の審査対象には含まれません。
342	提出書類の様式集	—	<様式15-1>施設整備費内訳書 <様式15-2>施設運営費内訳書 <様式17>II-4-1 損益計算書～II-4-5 財政計画及び計算書類 改修・修繕費用内訳	様式15-1、様式15-2及びII-4-1～II-4-5の様式において、指定様式にて作成を行うこととの記載がありますが、Excelデータをご提示いただけないでしょうか。もしくは、Excelにて作成させていただくことは、可能でしょうか。	資料を提示します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
343	提出書類の様式集	－	<様式15-2>施設運営費内訳書	各項目において、施設ごとに分けがたい項目（水道光熱費やSPC設立費用等）につきましては、ごみ焼却処理施設側にまとめて提示してもよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
344	提出書類の様式集	－	<様式17>	様式 18 は上下左右の余白が 15mm 以上となっていますが、様式 17 の左右の余白については左:20mm、右 10mm とさせて頂くことは可能でしょうか。 ファイル製本の際の穴あけの余白として、左側の余白を取らせて頂けないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
345	提出書類の様式集	－	<様式17> I-1-1 建築概要	いただいた様式は2段組みになっていますが、右上にグループ名とページ数が入るため、A3サイズ2段組みではなくA4サイズ1段組みとさせて頂いていただいても宜しいでしょうか。	A3サイズとします。
346	提出書類の様式集	－	<様式17>I-10 プラント設備主要仕様 1_(1)_②プラットホーム出入口扉 (1) 形式	「スライドドア方式」とありますが、要求水準書には形式のご指示がありません。プラットホーム出入口扉の形式につきましては事業者提案とさせて頂いただけないでしょうか。	事業者による提案を可とします。
347	提出書類の様式集	－	(様式17> I-10 プラント設備主要仕様 1_(4)_③有害ガス除去設備（硫黄酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）(3)主要項目 3)硫黄酸化物濃度、4)塩化水素濃度	硫黄酸化物濃度入口[ ]ppm、塩素水素濃度入口[ ]ppm について、事業者提案となっておりますが、適切な入口濃度選定の為、現クリーンセンターの集じん器入口濃度の定期分析データがありましたらご提示願います。また、分析データがない場合につきましては、現クリーンセンターの以下運転帳票データ等(直近3年分)及び消石灰の種類(特号または高反応消石灰)についてご開示願います。 ・ごみ処理量 ・消石灰使用量 ・集じん器入口排ガス温度 ・集じん器入口塩化水素濃度 ・煙突排ガス流量 ・煙突排ガス硫黄酸化物濃度 ・煙突排ガス塩化水素濃度 ・煙突排ガス酸素濃度 ・煙突排ガス水分濃度	現施設で消石灰は使用しておらず、生石灰を用い硫黄酸化物及び塩化水素を除去しています。集じん機入口における排ガス測定は実施していませんので、直近3年分の煙突において実施した排ガス分析結果を添付いたします。
348	提出書類の様式集	－	<様式17>I-10 プラント設備主要仕様 1_(10)_①計装機器_(2)ITV装置 2_(7)_①計装機器_(1)ITV装置	カメラ設置場所及びモニタ設置場所については、表に提示された場所を参考に、運転管理面で効果的な配置を計画するものとして、事業者提案としてよろしいでしょうか。	事業者による提案を可とします。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
349	提出書類の様式集		<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	「1 炉、2 炉、3 炉での100%負荷運転（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）及び年間稼働計画を踏まえた運転条件（基準ごみ）で設定する。」とありますが、計算条件年間ごみ処理量は要求水準書の表5計画処理量(ごみ焼却処理施設)に記載の103,100t/年と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
350	提出書類の様式集		<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	「1 炉、2 炉、3 炉での100%負荷運転（低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ）及び年間稼働計画を踏まえた運転条件（基準ごみ）で設定する。」とありますが、参考資料添付 44 搬入出実績を参考にごみ搬入量変動を考慮した軽負荷運転を含む年間稼働計画を提案可能と理解して宜しいでしょうか。	事業者による提案を可とします。
351	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	算定条件について、計画処理量は要求水準書P.24に記載がある103,100(t/年)との理解でよろしいでしょうか。	No. 349をご参照ください。
352	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	算定条件については、条件を統一するために気象庁の定義に基づき、春季(3、4、5月)、夏季(6、7、8月)、秋季(9、10、11月)、冬季(12、1、2月)などと統一していただけませんか。	春季(3、4、5月)、夏季(6、7、8月)、秋季(9、10、11月)、冬季(12、1、2月)とします。
353	提出書類の様式集	－	<様式17>I-11 余熱利用計画（収支計算書を含む）	「余熱利用施設への熱供給量は、40GJ/日とする。」とありますが、参考資料添付14 外部余熱利用施設営業カレンダーに記載の休館日については、熱供給は不要なものとして用役費を算定して宜しいでしょうか。	No. 285をご参照ください
354	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-1 損益計算書～II-4-3-②市の支払う対価	右上にページ数がありませんが、様式ごとにページ数を入れても宜しいでしょうか。	ページ数を記載してください。
355	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-1 損益計算書～II-4-5 財政計画及び計算書類 改修・修繕費用内訳	II-4-1～II-4-5の様式において、指定様式にて作成を行うこととの記載がありますが、費目の追加が発生する場合は、適宜追加するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
356	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-1 損益計算書	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。
357	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-2 資金収支計画書	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。
358	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-3-① 市の支払う対価	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。
359	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-3-② 市の支払う対価	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
360	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-4 財務計画及び計算書類 運営管理費等内訳	「変動費：〇〇〇（円/ごみt）」に記載する処理対象物1tあたりの変動的な処理単価とは、20年間の年間変動費合計を20年間の計画処理量で除するものとし、様式15-2 施設運営費内訳書に記載の変動費単価算定式にて求めるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
361	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-4 財務計画及び計算書類 運営管理費等内訳	ごみ焼却処理施設の計算条件ごみ質は基準ごみと理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
362	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-4 財務計画及び計算書類 運営管理費等内訳	ごみ焼却処理施設の計算条件年間ごみ処理量は要求水準書の表5 計画処理量(ごみ焼却処理施設)に記載の103,100t/年と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
363	提出書類の様式集	－	<様式17>II-4-5 財務計画及び計算書類 改修・修繕費用内訳	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。
364	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	条件統一のため、余熱利用施設の開館日・休館日の日数を冬季、春秋、夏季それぞれでご教示願います。また、休館日における熱利用量、電力供給量についてもご教示願います。	No. 285をご参照ください。
365	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	各季節に該当する月は、以下の通りと考えてよろしいでしょうか。条件統一のためご教示願います。 ・冬季：12月～2月 ・春秋：3月～5月、9月～11月 ・夏季：6月～8月	No. 352をご参照ください。
366	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	余剰電力量の算定においては、共通休炉中の買電量を差し引いた値を提示するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
367	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	年間のごみ搬入量は、要求水準書より「ごみ焼却処理施設：103,100t/年」「不燃・粗大ごみ処理施設：5,100t/年」として計算するとの理解でよろしいでしょうか。また、搬入量の月変動係数について、条件統一のためご教示願います。	ご認識のとおりです。搬入量の月変動に関しては資料を提示します。
368	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	小動物火葬炉については、余剰電力量、発電効率、エネルギー回収率の計算に含めない(非稼働として計算する)と考えてよろしいでしょうか。小動物火葬炉の稼働率を上げると、見掛け上発電量、余剰電力量が増加しますが、本効果は評価の主旨にそぐわないものと考えます。	ご認識のとおりです。 本評価項目においては、小動物火葬炉は非稼働として計算してください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
369	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	算定条件について、ごみ質は基準ごみとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
370	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	「外気温は、7℃(冬季)、17℃(春秋)、27℃(夏季)の3季とする。」とありますが、冬季は3ヵ月(12月～2月)、春秋は6ヵ月(4月～6月・10月～11月・3月)、夏季は3ヵ月(7月～9月)として電力量を算出する理解で宜しいでしょうか。	No. 352をご参照ください。
371	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	「余熱利用施設への熱供給量は、40GJ/日とする。」とありますが、参考資料添付14_外部余熱利用施設営業カレンダーに記載の休館日については、熱供給は不要なものとして電力量を算定して宜しいでしょうか。	No. 285をご参照ください。
372	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	「余熱利用施設への電力供給量は、4,400kWh/日(冬季)、4,600kWh/日(春秋)、5,300kWh/日(夏季)とする。」とありますが、1時間あたりの電力供給量はこれらの値を24で除した数値を算出条件とすると理解して宜しいでしょうか。また、参考資料添付14_外部余熱利用施設営業カレンダーに記載の休館日についても電力供給量は同じものとして、電力量を算出すると理解して宜しいでしょうか。	1時間あたりの電力供給量はご認識のとおりです。休館日はNo. 285をご参照ください。
373	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	計算条件ごみ質は基準ごみと理解して宜しいでしょうか。	No. 369をご参照ください。
374	提出書類の様式集	－	<様式18>18-I-1 (1)1年間の発電量、発電効率、エネルギー回収率、施設消費電力量、余剰電力量(売電量)	計算条件年間ごみ処理量は要求水準書の表5 計画処理量(ごみ焼却処理施設)に記載の103,100t/年と理解して宜しいでしょうか。	No. 367をご参照ください。
375	提出書類の様式集	－	<様式18>18-V-1 (9)21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策 <改修・修繕費用内訳>	入力誤りを防ぐため、Excelファイル形式の様式をご提示願います。	No. 342をご参照ください。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
376	提出書類の様式集	－	<様式18>18-V-1 (9) 21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策	改修・修繕費用内訳において、プラント施設改修等費用及び大規模修繕費の項目がありますが、落札者決定基準には「人件費・用役費・維持管理修繕費・大規模修繕費の各年のコストについて提案すること」とあります。改修・修繕費用内訳に加え、人件費・用役費・維持管理修繕費の項目を追加するという理解でよろしいでしょうか。	項目の追加をしてください。
377	提出書類の様式集	－	<様式18>18-VI-3 (12) 脱炭素社会に向けた取組み	二酸化炭素排出量の算定については、東京電力エナジーパートナー株式会社における2023年度のCO <sub>2</sub> 排出係数(2024年8月2日付速報値=0.398kg-CO <sub>2</sub> /kWh)を参考に、条件統一のため、CO <sub>2</sub> 排出係数をご提示いただけないでしょうか。	電力におけるCO <sub>2</sub> 排出係数は0.398-CO <sub>2</sub> /kWhとしますが、評価対象としては外構の緑化や建築物に対する省エネ等を想定しております。
378	提出書類の様式集	－	<様式18>18-VI-3 (12) 脱炭素社会に向けた取組み	二酸化炭素排出量の算定において、以下はすべて含まれるという理解でよろしいでしょうか。 ①化石燃料の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量 ・立上げ下げに伴う助燃 ・予備ボイラ（外部余熱利用施設用） ・小動物火葬炉 ②買電に伴うCO <sub>2</sub> 排出量 なお、化石燃料等が含まれる場合はそれぞれのCO <sub>2</sub> 排出係数をご提示願います。	ご認識のとおりです。
379	－	－	－	市川クリーンスパ入口の芝地に、市川クリーンスパ看板、停止標識看板、電気盤などがあります。こちらの芝地も本事業範囲内かと思われませんが、これらの既存物は撤去と考えるて宜しいでしょうか。もしくは、移設でしょうか。	No. 218をご参照ください。
380	－	－	－	本敷地条件は非常に狭小であり運転員用の駐車場確保が困難です。また近隣に公共交通機関もないため、運転員の通勤手段確保も難しい状況です。つきましては、利用料を支払うことを前提に運営事業者職員が貴市職員送迎用マイクロバスを利用させていただくことは可能でしょうか。もしくは、クリーンスパ市川のシャトルバスを利用させていただくことは可能でしょうか。	市職員送迎用バスおよびクリーンスパ市川のシャトルバスの利用は不可とします。
381	－	－	－	貴市にて公開されている避難場所一覧にクリーンセンター管理棟が含まれていますが、避難場所であるクリーンセンター管理棟に必要な防災備蓄品は貴市で既に備蓄済みであり、備蓄品の更新についても貴市で実施するものと考えて宜しいでしょうか。	防災備蓄品の配備はありませんが、必要に応じて市が調達します。

番号	資料名	頁数	項目	質問	回答
382	—	—	—	本事業においては、事業者が都市計画法の開発許可申請の手続を行う必要はないと考えて宜しいでしょうか。	本事業は、都市計画法第29条第1項第3号、政令第21条第2号に該当する建築物であるため、同法第29条の許可は不要となります。 なお、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例」の手続きは必要になります。